

事 務 連 絡  
令和 4 年 4 月 28 日

水道関係事務所長 様

水 道 課 長

令和 4 年度水道施設整備費に係る歩掛表の送付および運用について

標記のことについて、令和 4 年度水道施設整備費に係る歩掛表改定内容を別紙のとおり送付します。運用については下記によることとしますので、事業の実施にあたり、適正に取り扱っていただくようお願いします。

#### 記

##### 1 諸経費率の改訂について

改定内容：一般管理費率等の改訂（詳細は別紙 P1/18～11/18 前段参照）

適 用 日：令和 4 年 5 月 1 日

##### 2 その他

諸経費以外の施工歩掛等の改訂適用日、及び積算システム改修は、令和 4 年 10 月を予定しています。

## 令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定総括表

項 目	令和3年度版 頁番号	内 容
第一編 請負工事標準歩掛		
第1章 積算基準		
第2節 工事費の積算		
1-2-1 直接工事費		
1-2-1-2 労務費	4	・深夜割増の明示
1-2-2 間接工事費		
1-2-2-2 共通仮設費	6, 7	・率算定による部分の記述の変更
	8	・既設管内配管工法について明示
	9	・工種区分の既述の変更
	10, 11	・質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬の変更
	21	・トンネル工事における呼吸用保護具の積算の記述の追加
1-2-4 一般管理費等		
1-2-4-4 一般管理費率の補正	30	・一般管理費率の変更
1-2-9 週休2日交代制モデル工事に要する費用の積算	新設	・週休2日交代制モデル工事に要する費用の新設
1-2-10 市場単価方式による週休2日取得に要する費用の計上に関する補正係数	新設	・市場単価方式による週休2日取得に要する費用に関する補正係数の新設
第2章 開削工歩掛		
第1節 標準掘削断面		
2-1-3 掘削幅の算定	37, 38	・最小掘削幅の変更
第6節 ポリエチレン管布設工		
2-6-2 ポリエチレン管（融着接合）布設歩掛表	82	・呼び径40mm以下の追加
第二編 参考資料		
第1章 参考歩掛		
第1節 管路土工		
1-1-2 管路埋戻歩掛表	162	・機械運転の記述の追加

※上記のほか、全般を通して、以下の改定を行っている。

- ・誤解しやすい表現に対する補足説明の追加
- ・誤記の訂正

## 令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和3年度版頁番号	現行（令和3年度）	改定（令和4年度）
P3	<p>1-2-1 直接工事費</p> <p>1-2-1-1 材料費</p> <p>(2) 価格</p> <p>価格は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。</p>	<p>1-2-1 直接工事費</p> <p>1-2-1-1 材料費</p> <p>(2) 価格</p> <p>価格は、原則として、入札時（入札書提出期限日）における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入れに要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。</p>
P4	<p>1-2-1-2 労務費</p> <p>(3) 夜間工事の労務単価</p> <p>次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>② 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（実働時間8時間＋休息时间1時間）内は、基準額とする。その内、深夜部分（22時～5時）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）、及び深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）を加算する。〔例－1〕、〔例－2〕</p>	<p>1-2-1-2 労務費</p> <p>(3) 夜間工事の労務単価</p> <p>次に掲げる場合は、以下の通り労務単価の割増しを行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>② 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（8時間）＋休息时间（1時間）内は、基準額とする。その内、深夜部分（22時～5時）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.25）、及び深夜時間外割増し（基準額×割増対象賃金比×1.50）を加算する。〔例－1〕、〔例－2〕</p>
P4	<p>(4) 休日作業の労務単価</p> <p>緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増（基準額×割増対象賃金比×1.35）を計上するものとする。</p> <p>法定休日とは、使用者の定める週1回以上、もしくは4週間のうち4日以上の日とする。</p>	<p>(4) 休日作業の労務単価</p> <p>緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増（基準額×割増対象賃金比×1.35）を計上するものとする。その内、深夜部分（22時～5時）にかかる時間帯は、深夜割増（基準額×割増対象賃金比×0.25）を加算するものとする。</p> <p>法定休日とは、使用者の定める週1回以上、もしくは4週間のうち4日以上の日とする。</p>
P6	<p>1-2-2 間接工事費</p> <p>1-2-2-2 共通仮設費</p> <p>(2) 算定方法</p> <p>1) 率計算による部分</p> <p>(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。</p> <p>a. 原則として管材費のうち1/2の金額</p> <p>b. 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費</p> <p>c. 上記bを支給する場合の支給品費</p> <p>d. 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価（工場製作品を含む）</p> <p>e. 大型標識柱〔オーバーハンク式（F型、T型、逆L型、WF型）、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、鋼製砂防堰堤（鋼管フレーム型、パットレス型）、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費（製作費を含む）</p>	<p>1-2-2 間接工事費</p> <p>1-2-2-2 共通仮設費</p> <p>(2) 算定方法</p> <p>1) 率計算による部分</p> <p>(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。</p> <p>a. 原則として管材費のうち1/2の金額</p> <p>b. 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費</p> <p>c. 上記bを支給する場合の支給品費</p> <p>d. 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価（工場製作品を含む）</p> <p>e. 大型標識柱〔オーバーハンク式（F型、T型、逆L型、WF型）、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、<b>別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部分</b>、鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費（製作費を含む）</p>

令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和3年度版 頁番号	現行（令和3年度）	改定（令和4年度）																																																																																																																										
P7	<p>5) 間接工事費等の項目別対象表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>対象額</th> <th>対象額</th> <th>直接工事費+共通仮設費=純工事費</th> <th>純工事費+現場管理費=工事原価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管材費</td> <td>○(原則1/2の金額)</td> <td>○(原則1/2の金額)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処分費等</td> <td colspan="3">処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注)(ト)参照)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">支給品費等</td> <td>管材費</td> <td>○(原則1/2の金額)</td> <td>○(原則1/2の金額)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>一般材料費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>別途製作の製作費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>無償貸付機械等評価額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>鋼橋門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>現場発生品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○対象とする ×対象としない</p> <p>(注)イ 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。</p> <p>ロ 管材費とは、導水、浄水、送水、配水において水を直接輸送する管類とその接合材料、仕切弁、消火栓、空気弁等の弁類、その他流量計等の管路付属設備の費用を言い、仮設配管も含める。なお、きょう類、さや管類、外面被覆材等の費用は含まない。※管材は管等の内面が水に接する材料である。</p> <p>ハ 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPCC桁、プレキャストPCC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費をいう。</p> <p>ニ 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。</p> <p>ホ 別途製作する大型標識柱〔オーバーハング式(F型、T型、逆I型、WF型)、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、鋼製砂防堰堤(鋼管フレーム型、バットレス型)、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品準備の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。 (t 当り製作準備として取り扱う場合)</p> <p>ヘ 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>ト 別途製作したものを一度現場に設置した後発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費(材料費含む)と同じ扱いとする。</p> <p>チ 処分費等の取扱い 処分費等とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、次表のとおりとする。 ①処分費(再資源化施設の入受費を含む) ②上下水道料金 ③有料道路利用料</p>	間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	項目	対象額	対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価	管材費	○(原則1/2の金額)	○(原則1/2の金額)	○	○	桁等購入費	×	○	○	○	処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注)(ト)参照)			支給品費等	管材費	○(原則1/2の金額)	○(原則1/2の金額)	×	桁等購入費	×	○	×	一般材料費	○	○	×	別途製作の製作費	×	×	×	電力	○	○	×	無償貸付機械等評価額	○	○	○	×	鋼橋門扉等工場原価	×	×	×	○	現場発生品	×	×	×	×	<p>5) 間接工事費等の項目別対象表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>対象額</th> <th>対象額</th> <th>直接工事費+共通仮設費=純工事費</th> <th>純工事費+現場管理費=工事原価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管材費</td> <td>○(原則1/2の金額)</td> <td>○(原則1/2の金額)</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">処分費等</td> <td colspan="3">処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注)(チ)参照)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">支給品費等</td> <td>管材費</td> <td>○(原則1/2の金額)</td> <td>○(原則1/2の金額)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>一般材料費</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>別途製作の製作費</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>無償貸付機械等評価額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>鋼橋門扉等工場原価</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>現場発生品</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○対象とする ×対象としない</p> <p>(注)イ 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。</p> <p>ロ 管材費とは、導水、浄水、送水、配水において水を直接輸送する管類とその接合材料、仕切弁、消火栓、空気弁等の弁類、その他流量計等の管路付属設備の費用を言い、仮設配管も含める。なお、きょう類、さや管類、外面被覆材等の費用は含まない。※管材は管等の内面が水に接する材料である。</p> <p>ハ 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPCC桁、プレキャストPCC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費をいう。</p> <p>ニ 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。</p> <p>ホ 別途製作する大型標識柱〔オーバーハング式(F型、T型、逆I型、WF型)、オーバーヘッド式〕、しゃ音壁支柱、<b>別途製作する鋼製砂防堰堤の鋼製部分</b>、鋼橋製作工の支承や排水装置等、工場製作品準備の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工場原価の取扱いに準ずるものとする。 (t 当り製作準備として取り扱う場合)</p> <p>ヘ 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>ト 別途製作したものを一度現場に設置した後発生品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費(材料費含む)と同じ扱いとする。</p> <p>チ 処分費等の取扱い 処分費等とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。 ①処分費(再資源化施設の入受費を含む) ②上下水道料金 ③有料道路利用料</p>	間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	項目	対象額	対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価	管材費	○(原則1/2の金額)	○(原則1/2の金額)	○	○	桁等購入費	×	○	○	○	処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注)(チ)参照)			支給品費等	管材費	○(原則1/2の金額)	○(原則1/2の金額)	×	桁等購入費	×	○	×	一般材料費	○	○	×	別途製作の製作費	×	×	×	電力	○	○	×	無償貸付機械等評価額	○	○	○	×	鋼橋門扉等工場原価	×	×	×	○	現場発生品	×	×	×	×
間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																																								
項目	対象額	対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価																																																																																																																								
	管材費	○(原則1/2の金額)	○(原則1/2の金額)	○	○																																																																																																																							
桁等購入費	×	○	○	○																																																																																																																								
処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注)(ト)参照)																																																																																																																										
支給品費等	管材費	○(原則1/2の金額)	○(原則1/2の金額)	×																																																																																																																								
	桁等購入費	×	○	×																																																																																																																								
	一般材料費	○	○	×																																																																																																																								
	別途製作の製作費	×	×	×																																																																																																																								
	電力	○	○	×																																																																																																																								
無償貸付機械等評価額	○	○	○	×																																																																																																																								
鋼橋門扉等工場原価	×	×	×	○																																																																																																																								
現場発生品	×	×	×	×																																																																																																																								
間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																																								
項目	対象額	対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価																																																																																																																								
	管材費	○(原則1/2の金額)	○(原則1/2の金額)	○	○																																																																																																																							
桁等購入費	×	○	○	○																																																																																																																								
処分費等		処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注)(チ)参照)																																																																																																																										
支給品費等	管材費	○(原則1/2の金額)	○(原則1/2の金額)	×																																																																																																																								
	桁等購入費	×	○	×																																																																																																																								
	一般材料費	○	○	×																																																																																																																								
	別途製作の製作費	×	×	×																																																																																																																								
	電力	○	○	×																																																																																																																								
無償貸付機械等評価額	○	○	○	×																																																																																																																								
鋼橋門扉等工場原価	×	×	×	○																																																																																																																								
現場発生品	×	×	×	×																																																																																																																								
P8	<p>表-1 工種区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工事内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>水道施設整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>水道施設整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>構造物工事(浄水場等)</td> <td>水道施設整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事(さく井工事を含む)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工事内容	開削工事及び小口径推進工事	水道施設整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事	シールド工事及び推進工事	水道施設整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事	構造物工事(浄水場等)	水道施設整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事(さく井工事を含む)	<p>表-1 工種区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種区分</th> <th>工事内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事等</td> <td>水道施設整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法、小口径の推進工法又は<b>既設管内配管工法</b>による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>水道施設整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事</td> </tr> <tr> <td>構造物工事(浄水場等)</td> <td>水道施設整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事(さく井工事を含む)</td> </tr> </tbody> </table>	工種区分	工事内容	開削工事及び小口径推進工事等	水道施設整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法、小口径の推進工法又は <b>既設管内配管工法</b> による管渠工事	シールド工事及び推進工事	水道施設整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事	構造物工事(浄水場等)	水道施設整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事(さく井工事を含む)																																																																																																										
工種区分	工事内容																																																																																																																											
開削工事及び小口径推進工事	水道施設整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事																																																																																																																											
シールド工事及び推進工事	水道施設整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事																																																																																																																											
構造物工事(浄水場等)	水道施設整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事(さく井工事を含む)																																																																																																																											
工種区分	工事内容																																																																																																																											
開削工事及び小口径推進工事等	水道施設整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法が開削工法、小口径の推進工法又は <b>既設管内配管工法</b> による管渠工事																																																																																																																											
シールド工事及び推進工事	水道施設整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事																																																																																																																											
構造物工事(浄水場等)	水道施設整備に関する工事にあって、次に掲げる工事 浄水場等を構築する構造物工事(さく井工事を含む)																																																																																																																											

令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和3年度版 頁番号	現行（令和3年度）	改定（令和4年度）																																																										
P9	<p>(ロ) 共通仮設費（率分）の計算            共通仮設費（率分）＝対象額（P）×共通仮設費率標準値（K<sub>r</sub>）×施工地域を考慮した補正係数            ただし、共通仮設費率標準値は別表-1による。            なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設率標準値(K<sub>r</sub>)の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</p> <p>別表-1 共通仮設費率標準値</p> <table border="1" data-bbox="304 435 1133 592"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額(P) 適用区分 工種区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">A×P<sup>a</sup>により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>13.32%</td> <td>485.4</td> <td>-0.2231</td> <td>4.08%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>12.85%</td> <td>422.4</td> <td>-0.2167</td> <td>4.08%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事（浄水場等）</td> <td>7.64%</td> <td>13.5</td> <td>-0.0353</td> <td>6.34%</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定式  <math>K_r = A \cdot P^b</math>            ただし K<sub>r</sub>：共通仮設費率（%）            P：対象額（円）            A・b：変数値            注1) K<sub>r</sub>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。            注2) 対象額の算定にあたっては、「1-2-2-2 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(ニ)」及び「1-2-2-2 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	対象額(P) 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	A×P <sup>a</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		開削工事及び小口径推進工事	13.32%	485.4	-0.2231	4.08%	シールド工事及び推進工事	12.85%	422.4	-0.2167	4.08%	構造物工事（浄水場等）	7.64%	13.5	-0.0353	6.34%	<p>(ロ) 共通仮設費（率分）の計算            共通仮設費（率分）＝対象額（P）×共通仮設費率標準値（K<sub>r</sub>）×施工地域を考慮した補正係数            ただし、共通仮設費率標準値は別表-1による。            なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設率標準値(K<sub>r</sub>)の端数処理後に係数を乗じて、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>別表-1 共通仮設費率標準値</p> <table border="1" data-bbox="1178 435 1951 592"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額(P) 適用区分 工種区分</th> <th>1,000万円以下</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下</th> <th>20億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">A×P<sup>a</sup>により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事等</td> <td>13.32%</td> <td>485.4</td> <td>-0.2231</td> <td>4.08%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>12.85%</td> <td>422.4</td> <td>-0.2167</td> <td>4.08%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事（浄水場等）</td> <td>7.64%</td> <td>13.5</td> <td>-0.0353</td> <td>6.34%</td> </tr> </tbody> </table> <p>算定式  <math>K_r = A \cdot P^b</math>            ただし K<sub>r</sub>：共通仮設費率（%）            P：対象額（円）            A・b：変数値            注1) K<sub>r</sub>の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。            注2) 対象額の算定にあたっては、「1-2-2-2 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(ニ)」及び「1-2-2-2 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	対象額(P) 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	下記の率とする	A×P <sup>a</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする			A	b		開削工事及び小口径推進工事等	13.32%	485.4	-0.2231	4.08%	シールド工事及び推進工事	12.85%	422.4	-0.2167	4.08%	構造物工事（浄水場等）	7.64%	13.5	-0.0353	6.34%
対象額(P) 適用区分 工種区分	1,000万円以下		1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																							
	下記の率とする	A×P <sup>a</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																								
		A	b																																																									
開削工事及び小口径推進工事	13.32%	485.4	-0.2231	4.08%																																																								
シールド工事及び推進工事	12.85%	422.4	-0.2167	4.08%																																																								
構造物工事（浄水場等）	7.64%	13.5	-0.0353	6.34%																																																								
対象額(P) 適用区分 工種区分	1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの																																																								
	下記の率とする	A×P <sup>a</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする																																																								
		A	b																																																									
開削工事及び小口径推進工事等	13.32%	485.4	-0.2231	4.08%																																																								
シールド工事及び推進工事	12.85%	422.4	-0.2167	4.08%																																																								
構造物工事（浄水場等）	7.64%	13.5	-0.0353	6.34%																																																								

令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

<p>P10</p>	<p>(4)-1 運搬費</p> <p>2) 積算方法</p> <p>① 共通仮設費に計上される運搬費 (略)</p> <p>③ 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 質量20t以上の建設機械器具の搬入、又は搬出の積算は運搬車両1台ごとに次式により行うものとする。 <math display="block">Uk = [A1 \cdot (1 + C1 + C4) + A2 \cdot C2 + A3 \cdot C3 + B] \cdot D + M + K \text{ (又は } K')</math> ただし、 Uk：貨物自動車による運搬費 A1：基本運賃料金 各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。発地・着地で運輸局が異なる場合は、発注機関の存在する運輸局を適用する。また、基本運賃料金の10%の範囲での増減運用は一般の場合は適用しない。 A2：悪路割増区間基本運賃料金 各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、悪路区間の距離とする。 A3：冬期割増区間基本運賃料金 各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」によるものとする。なお、車扱運賃料金の適用は原則として「距離制運賃料金」によるものとし、運搬距離は運搬基地より現場までの距離のうち、冬期割増区間の距離とする。 B：諸料金 a. 地区割増料……………適用する。 貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限る）又は、住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には、各運輸局が公示した「一般貨物運送事業の貸切り運賃」の地区割増料を加算する。ただし、貨物の発地及び着地が同一都市内又は隣接都市間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ加算する。 b. 車両割増料……………適用しない。 C1～C4：運賃割増率（表-2） C1：特大型割増 C2：悪路割増 C3：冬期割増 C4：深夜早朝割増 その他の割増率は適用しない。 D：運搬車両の台数（1を代入する。） M：その他の諸料金 1) 組立、解体に要する費用 重建設機械の組立、解体に要する費用は別途加算する。 2) その他下記事項の料金を必要により計上する。 a 荷役機械使用料 b 自動車航送船使用料 c 有料道路利用料 d その他</p>	<p>(4)-1 運搬費</p> <p>2) 積算方法</p> <p>① 共通仮設費に計上される運搬費 (略)</p> <p>3) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬</p> <p>① 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費用 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬は次式により行うものとする。 <math display="block">Uk = A + M + K \text{ (又は } K')</math> ただし、 Uk：質量20t以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費 A：基本運賃料金（円） 表-2によるものとする。 なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。また、下表に掲げてある基本運賃は、運搬割増（特大品、悪路、冬季、深夜早朝、地区等）の有無にかかわらず適用できる。ただし、陸上輸送以外が必要な場合は、これに要する費用を別途計上すること。 M：その他の諸料金（円） 1) 組立、解体に要する費用 重建設機械の組立、解体に要する費用は別途加算する。 2) その他下記事項の料金を必要により計上する。 a 荷役機械使用料 b 自動車航送船使用料 c 有料道路利用料 d その他 K：運搬される建設機械の運搬中の賃料（円） K'：運搬される建設機械の運搬中の損料（円） 運搬される建設機械（被運搬建設機械）の運搬中の賃料又は損料を計上する。 積算方法は、「1）運搬される建設機械の運搬中の賃料および損料」による。 *建設機械運搬方法等は表-3による。</p> <p>② 運搬される建設機械の運搬中の賃料（K）及び損料（K'） 運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。 運搬中の賃料＝運搬される機械の供用1日当り賃料（円）×運搬に要する日数（日） <math display="block">K = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り賃料（円）} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)</math> 運搬中の損料＝運搬される機械の供用1日当り損料（円）×運搬に要する日数（日） <math display="block">K' = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り損料（円）} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)</math> L：運搬距離（km）基地から現場までの片道距離とする。 輸送速度：(30km/h)</p> <p>(注) 1. 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。 2. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速30km/hを標準とする。 3. 分解・組立を要する重建設機械の積算にあたっては、重建設機械分解組立により積算すること。 なお、重建設機械分解組立輸送については、運搬中の賃料（K）が考慮されている。</p>
------------	---	--

## 令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和 3年度版 頁番号	現行（令和3年度）	改定（令和4年度）
	<p>K : 運搬される建設機械の運搬中の賃料（円）</p> <p>K' : 運搬される建設機械の運搬中の損料（円）</p> <p>運搬される建設機械(被運搬建設機械)の運搬中の賃料又は損料を計上する。</p> <p>積算方法は、「1) 運搬される建設機械の運搬中の賃料および損料」による。</p> <p>*建設機械運搬方法等は表-3による。</p> <p>*端数処理</p> <p>輸送費（基本運賃料×運賃増率）及び諸料金（B）は、各々端数処理計算し、その金額が10,000円未満の場合は100円未満を100円に、10,000円以上の場合は500円未満を500円に、500円を超え、1,000円未満の端数は、1,000円にそれぞれ切上げる。</p>	<p>4. 油圧式杭圧入引抜機（鋼矢板V L・VLL・II w・III w・IV w型用）の運搬が必要な場合は、別途考慮すること。</p>

令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和3年度版 頁番号	現行（令和3年度）	改定（令和4年度）																																																																																				
P11	<p>表-2 運賃割増率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割増項目</th> <th colspan="2">適用範囲</th> <th>割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">特大型割増 (C1)</td> <td rowspan="2">建設機械類</td> <td>使用車両積載トン数15t未満</td> <td>6割増</td> </tr> <tr> <td>〃 15t以上</td> <td>7〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鋼橋、 水閘門等</td> <td>単体の長さ(m)</td> <td>単体の質量(t)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>12≦L&lt;15</td> <td>1≦G&lt;15</td> <td>8割増</td> </tr> <tr> <td>15≦L&lt;20</td> <td>—</td> <td>10〃</td> </tr> <tr> <td>(注)2</td> <td>20≦L</td> <td>15≦G</td> <td>12〃</td> </tr> <tr> <td>悪路割増 (C2)</td> <td colspan="2">悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに 自動車道以外の場所に限る。</td> <td>3〃</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">冬期割増 (C3)</th> <th colspan="2">冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率</th> <th rowspan="2">割増率</th> </tr> <tr> <th>地域</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>北海道</td> <td>自11月16日 至4月15日</td> <td rowspan="2">2割増</td> </tr> <tr> <td>青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、 福井県、鳥取県、島根県の全域</td> <td rowspan="2">自12月1日 至3月31日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、 二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県の うち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、 大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、 益田郡、郡上郡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>深夜早朝割増 (C4)</td> <td colspan="2">運搬時間を「22～5時」に指定する場合。</td> <td>3割増</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 誘導車、誘導員の費用は特大型割増を含む。 2. 特大型割増 (C1) で単体の長さ質量ともに該当する場合は、いずれか大きい方の率とする。 1) 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (K) 及び損料 (K') 運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。 運搬中の賃料＝運搬される機械の供用1日当り賃料 (円) × 運搬に要する日数 (日) K＝運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り賃料 (円) × L / (輸送速度 × 8) 運搬中の損料＝運搬される機械の供用1日当り損料 (円) × 運搬に要する日数 (日) K'＝運搬される建設機械の運搬中の供用1日当り損料 (円) × L / (輸送速度 × 8) L : 運搬距離 (km) 基地から現場までの片道距離とする。 輸送速度 : (30 km/h)</p> <p>(注) 1. 運搬に要する日数の端数処理は小数第2位を四捨五入し、小数第1位止めとする。 2. 運搬に要する日数は運搬状況を勘案して決定する。なお、トラックによる輸送は、時速30 km/hを標準とする。 3. 分解組立を要する重建設機械の積算にあたっては、重建設機械分解・組立により積算すること。 なお、重建設機械分解・組立及び輸送については、運搬中の賃料 (K) が考慮されている。</p>	割増項目	適用範囲		割増率	特大型割増 (C1)	建設機械類	使用車両積載トン数15t未満	6割増	〃 15t以上	7〃	鋼橋、 水閘門等	単体の長さ(m)	単体の質量(t)	—	12≦L<15	1≦G<15	8割増	15≦L<20	—	10〃	(注)2	20≦L	15≦G	12〃	悪路割増 (C2)	悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに 自動車道以外の場所に限る。		3〃	冬期割増 (C3)	冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率		割増率	地域	期間		北海道	自11月16日 至4月15日	2割増	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、 福井県、鳥取県、島根県の全域	自12月1日 至3月31日		岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、 二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県の うち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、 大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、 益田郡、郡上郡			深夜早朝割増 (C4)	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		3割増	<p>表-2 基本運賃法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貨物自動車 規格</th> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>20kmまで (円)</th> <th>50kmまで (円)</th> <th>100kmまで (円)</th> <th>150kmまで (円)</th> <th>200kmまで (円)</th> <th>200kmを超え 20kmまでを 増すごとに (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">20t車以上 30t車まで</td> <td>路面切削機</td> <td>2.0m</td> <td rowspan="6">62,500</td> <td rowspan="6">76,000</td> <td rowspan="6">98,000</td> <td rowspan="6">120,500</td> <td rowspan="6">142,500</td> <td rowspan="6">8,900</td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深0.6m 幅2.0m</td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー 寸法 開150mm 幅925mm</td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入 引抜機</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・ Ⅳ型用</td> </tr> <tr> <td>バックホウ (超ロング アーム型)</td> <td>山積0.4m<sup>3</sup>/ 平積0.3m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>各種</td> <td>—</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 450kmを超える場合は別途考慮する。 2. 誘導者、誘導員の費用は含んでいる。</p>	貨物自動車 規格	機械名	規格	20kmまで (円)	50kmまで (円)	100kmまで (円)	150kmまで (円)	200kmまで (円)	200kmを超え 20kmまでを 増すごとに (円)	20t車以上 30t車まで	路面切削機	2.0m	62,500	76,000	98,000	120,500	142,500	8,900	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m	自走式破砕機	クラッシャー 寸法 開150mm 幅925mm	油圧式杭圧入 引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・ Ⅳ型用	バックホウ (超ロング アーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> / 平積0.3m <sup>3</sup>	各種	—						
割増項目	適用範囲		割増率																																																																																			
特大型割増 (C1)	建設機械類	使用車両積載トン数15t未満	6割増																																																																																			
		〃 15t以上	7〃																																																																																			
	鋼橋、 水閘門等	単体の長さ(m)	単体の質量(t)	—																																																																																		
		12≦L<15	1≦G<15	8割増																																																																																		
		15≦L<20	—	10〃																																																																																		
(注)2	20≦L	15≦G	12〃																																																																																			
悪路割増 (C2)	悪路割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率 道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに 自動車道以外の場所に限る。		3〃																																																																																			
冬期割増 (C3)	冬期割増区間の運送距離に対応する基本運賃×割増率		割増率																																																																																			
	地域	期間																																																																																				
	北海道	自11月16日 至4月15日	2割増																																																																																			
	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、 福井県、鳥取県、島根県の全域	自12月1日 至3月31日																																																																																				
	岩手県のうち、北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、 二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県の うち、会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、 大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち、高山市、大野郡、吉城郡、 益田郡、郡上郡																																																																																					
深夜早朝割増 (C4)	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。		3割増																																																																																			
貨物自動車 規格	機械名	規格	20kmまで (円)	50kmまで (円)	100kmまで (円)	150kmまで (円)	200kmまで (円)	200kmを超え 20kmまでを 増すごとに (円)																																																																														
20t車以上 30t車まで	路面切削機	2.0m	62,500	76,000	98,000	120,500	142,500	8,900																																																																														
	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m																																																																																				
	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m																																																																																				
	自走式破砕機	クラッシャー 寸法 開150mm 幅925mm																																																																																				
	油圧式杭圧入 引抜機	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・ Ⅳ型用																																																																																				
	バックホウ (超ロング アーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> / 平積0.3m <sup>3</sup>																																																																																				
各種	—																																																																																					



令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和3年度版 頁番号	現行（令和3年度）	改定（令和4年度）																																																																																																																								
P13	<p>表-3 建設機械運搬方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機械名</th> <th rowspan="2">規格</th> <th colspan="2">自走</th> <th colspan="2">車載</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>速度(km/h)</th> <th>労務</th> <th>車種</th> <th>機械質量(t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削機 (ホイール式・塵材積込装置付)</td> <td>2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>28.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路床改良用)</td> <td>深0.6m 幅2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>23.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路床改良用)</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>24.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>30.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>29.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板Ⅴ<sub>L</sub>・Ⅴ<sub>L</sub>・Ⅱ<sub>q</sub>・Ⅲ<sub>q</sub>・Ⅳ<sub>q</sub>型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>37.90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックホウ (超ロングアーム型)</td> <td>山積0.4m<sup>3</sup>/平積0.3m<sup>3</sup></td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>22.00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貨物自動車による運搬を計上する。 2. 車載のRはトレーラである。 3. 本表に掲載のある建設機械については、分解・組立の必要はない。</p>	機械名	規格	自走		車載		備考	速度(km/h)	労務	車種	機械質量(t)	路面切削機 (ホイール式・塵材積込装置付)	2.0m			R	28.50		スタビライザ (路床改良用)	深0.6m 幅2.0m			R	23.00		スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70		自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅴ <sub>L</sub> ・Ⅴ <sub>L</sub> ・Ⅱ <sub>q</sub> ・Ⅲ <sub>q</sub> ・Ⅳ <sub>q</sub> 型用			R	37.90		バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> /平積0.3m <sup>3</sup>			R	22.00		<p>表-3 建設機械運搬方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機械名</th> <th rowspan="2">規格</th> <th colspan="2">自走</th> <th colspan="2">車載</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>速度(km/h)</th> <th>労務</th> <th>車種</th> <th>機械質量(t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削機 (ホイール式・塵材積込装置付)</td> <td>2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>28.50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路床改良用)</td> <td>深0.6m 幅2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>23.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路床改良用)</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>24.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>30.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>29.70</td> <td></td> </tr> <tr> <td><del>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</del></td> <td><del>鋼矢板Ⅴ<sub>L</sub>・Ⅴ<sub>L</sub>・Ⅱ<sub>q</sub>・Ⅲ<sub>q</sub>・Ⅳ<sub>q</sub>型用</del></td> <td></td> <td></td> <td><del>R</del></td> <td><del>37.90</del></td> <td></td> </tr> <tr> <td>バックホウ (超ロングアーム型)</td> <td>山積0.4m<sup>3</sup>/平積0.3m<sup>3</sup></td> <td></td> <td></td> <td>R</td> <td>22.00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 貨物自動車による運搬を計上する。 2. 車載のRはトレーラである。 3. 本表に掲載のある建設機械については、分解・組立の必要はない。</p>	機械名	規格	自走		車載		備考	速度(km/h)	労務	車種	機械質量(t)	路面切削機 (ホイール式・塵材積込装置付)	2.0m			R	28.50		スタビライザ (路床改良用)	深0.6m 幅2.0m			R	23.00		スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70		自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00		油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70		<del>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</del>	<del>鋼矢板Ⅴ<sub>L</sub>・Ⅴ<sub>L</sub>・Ⅱ<sub>q</sub>・Ⅲ<sub>q</sub>・Ⅳ<sub>q</sub>型用</del>			<del>R</del>	<del>37.90</del>		バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> /平積0.3m <sup>3</sup>			R	22.00	
機械名	規格			自走		車載			備考																																																																																																																	
		速度(km/h)	労務	車種	機械質量(t)																																																																																																																					
路面切削機 (ホイール式・塵材積込装置付)	2.0m			R	28.50																																																																																																																					
スタビライザ (路床改良用)	深0.6m 幅2.0m			R	23.00																																																																																																																					
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70																																																																																																																					
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00																																																																																																																					
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70																																																																																																																					
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅴ <sub>L</sub> ・Ⅴ <sub>L</sub> ・Ⅱ <sub>q</sub> ・Ⅲ <sub>q</sub> ・Ⅳ <sub>q</sub> 型用			R	37.90																																																																																																																					
バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> /平積0.3m <sup>3</sup>			R	22.00																																																																																																																					
機械名	規格	自走		車載		備考																																																																																																																				
		速度(km/h)	労務	車種	機械質量(t)																																																																																																																					
路面切削機 (ホイール式・塵材積込装置付)	2.0m			R	28.50																																																																																																																					
スタビライザ (路床改良用)	深0.6m 幅2.0m			R	23.00																																																																																																																					
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m			R	24.70																																																																																																																					
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm			R	30.00																																																																																																																					
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用			R	29.70																																																																																																																					
<del>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</del>	<del>鋼矢板Ⅴ<sub>L</sub>・Ⅴ<sub>L</sub>・Ⅱ<sub>q</sub>・Ⅲ<sub>q</sub>・Ⅳ<sub>q</sub>型用</del>			<del>R</del>	<del>37.90</del>																																																																																																																					
バックホウ (超ロングアーム型)	山積0.4m <sup>3</sup> /平積0.3m <sup>3</sup>			R	22.00																																																																																																																					
P13	<p>④ 仮設材等の運搬</p> <p>④-1 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬費用 仮設材の運搬は次式により行うものとする。 U = [E・(1+F1+F2)]・G+H ただし、U：仮設材の運搬費 E：基本運賃（円/t） 次表によるものとする。 なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。 また、運賃は次表に掲げてある基本運賃に、必要に応じ冬期割増及び深夜早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。</p>	<p>④ 仮設材等の運搬</p> <p>④-1 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬費用 仮設材の運搬は次式により行うものとする。 U = [E・(1+F1+F2)]・G+H ただし、U：仮設材の運搬費 E：基本運賃（円/t） 下表によるものとする。 なお、運搬距離は運搬基地より現場までの距離とする。 また、運賃は次表に掲げてある基本運賃に、必要に応じ冬期割増及び深夜早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割引は適用しない。</p>																																																																																																																								
P21	<p>(4)-4 安全費</p> <p>2) 積算方法 (略)</p> <p>⑩ トンネル工事における呼吸用保護具の積算 トンネル工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。 呼吸用保護具等費用 = 1,490,000 + 総労務費×0.5% (円) なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。</p>	<p>(4)-4 安全費</p> <p>2) 積算方法 (略)</p> <p>⑩ トンネル工事における呼吸用保護具の積算 トンネル工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式により「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。 呼吸用保護具等費用 = 1,660,000 + 総労務費×0.5% (円) なお、上記計算式は呼吸用保護具の規格がB級（半面形面体）の場合に適用する。 上記以外の規格を適用する場合は別途考慮するものとする。 なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。 (注) B級とは濡れ率の性能等級を示す。</p>																																																																																																																								

令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和3年度版 頁番号	現行（令和3年度）	改定（令和4年度）																																																				
P21	(4)-6 技術管理費 2) 積算方法 (略) (二) ICT 建設機械に要する以下の費用 ・保守点検 ・システム初期費 ・3次元起工測量 ・3次元設計データの作成費用 なお、システム初期費については、1工事当り使用機種毎に一式計上とする。 ただし、施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上しないこと。原則、1工事あたり使用機種毎に一式計上するものとする。	(4)-6 技術管理費 2) 積算方法 (略) (二) ICT建設機械に要する以下の費用 ・保守点検 ・システム初期費 ・3次元起工測量 ・3次元設計データの作成費用 なお、システム初期費については、1工事当り使用機種毎に一式計上とする。 ただし、施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上しないこと。原則、1工事当り使用機種毎に一式計上するものとする。																																																				
P25	1-2-2-3 現場管理費 (3) 現場管理費率の補正 (略) 2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算 イ) 下表の適用条件に該当する場合、別表-2の現場管理費率標準値に次表の補正係数を乗じるものとする。	1-2-2-3 現場管理費 (3) 現場管理費率の補正 (略) 2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算 イ) 下表の適用条件に該当する場合、別表-2の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。																																																				
P26	<table border="1" data-bbox="304 799 1093 1238"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事（浄水場等）」は適用しない。</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合（常時全面通行止めの場合を含む）。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。                      なお、人口集中地区（DID地区）とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。                      (注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</p>	適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	対象	大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事（浄水場等）」は適用しない。	1.2	1	一般交通影響あり①	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合（常時全面通行止めの場合を含む）。	1.1	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4	山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5	<table border="1" data-bbox="1178 799 1966 1238"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事（浄水場等）」は適用しない。</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合（常時全面通行止めの場合を含む）。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。                      なお、人口集中地区（DID地区）とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。                      (注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。適用優先順に従い決定するものとする。</p>	適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	対象	大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事（浄水場等）」は適用しない。	1.2	1	一般交通影響あり①	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合（常時全面通行止めの場合を含む）。	1.1	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4	山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5
適用条件		補正係数	適用優先																																																			
施工地域区分	対象																																																					
大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事（浄水場等）」は適用しない。	1.2	1																																																			
一般交通影響あり①	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2																																																			
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合（常時全面通行止めの場合を含む）。	1.1	3																																																			
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4																																																			
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5																																																			
適用条件		補正係数	適用優先																																																			
施工地域区分	対象																																																					
大都市	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事（浄水場等）」は適用しない。	1.2	1																																																			
一般交通影響あり①	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量（上下合計）が5,000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2																																																			
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合（常時全面通行止めの場合を含む）。	1.1	3																																																			
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4																																																			
山間僻地及び離島	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5																																																			

令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和3年度版 頁番号	現行（令和3年度）	改定（令和4年度）																																												
P27	<p>(7) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、次表のとおりとする。</p> <p>(8) 現場管理費の計算 施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算 現場管理費＝対象純工事費×{(現場管理費率標準値(J。))×補正係数}+補正值 対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸与機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、別表-2による。 補正係数は、(3)2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正による。補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。 なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費標準値(J。))の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入し、第2位とする。</p>	<p>(7) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、下表のとおりとする。</p> <p>(8) 現場管理費の計算 施工時期、工事期間、施工地域を考慮した計算 現場管理費＝対象純工事費×{(現場管理費率標準値(J。))×補正係数}+補正值 対象純工事費：純工事費+支給品費+無償貸与機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、別表-2による。 補正係数は、(3)2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正による。補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。 なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費標準値(J。))の端数処理後に係数を乗じて、<b>小数点以下第3位を四捨五入して2位止め</b>とする。</p>																																												
P28	<p>別表-2 現場管理費率標準値</p> <table border="1" data-bbox="304 692 1155 847"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額(N<sub>p</sub>) 適用区分</th> <th rowspan="2">1,000万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下 A×N<sub>p</sub><sup>b</sup>により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事</td> <td>37.79%</td> <td>229.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.88%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>34.56%</td> <td>56.6</td> <td>-0.0306</td> <td>29.39%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事(浄水場等)</td> <td>32.44%</td> <td>52.7</td> <td>-0.0301</td> <td>27.66%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 算定式 J。=A・N<sub>p</sub><sup>b</sup> ただし、J。：現場管理費率(%) N<sub>p</sub>：対象純工事費(円) A、b：変数値 (注1) J。の値は、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。 (注2) 対象とする純工事費については、「1-2-2-2 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(ニ)」及び「1-2-2-2 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	対象額(N <sub>p</sub> ) 適用区分	1,000万円以下 下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下 A×N <sub>p</sub> <sup>b</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする	A	b	開削工事及び小口径推進工事	37.79%	229.8	-0.1120	20.88%	シールド工事及び推進工事	34.56%	56.6	-0.0306	29.39%	構造物工事(浄水場等)	32.44%	52.7	-0.0301	27.66%	<p>別表-2 現場管理費率標準値</p> <table border="1" data-bbox="1178 692 2018 847"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額(N<sub>p</sub>) 適用区分</th> <th rowspan="2">1,000万円以下 下記の率とする</th> <th colspan="2">1,000万円を超え20億円以下 A×N<sub>p</sub><sup>b</sup>により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による</th> <th rowspan="2">20億円を超えるもの 下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開削工事及び小口径推進工事<b>等</b></td> <td>37.79%</td> <td>229.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.88%</td> </tr> <tr> <td>シールド工事及び推進工事</td> <td>34.56%</td> <td>56.6</td> <td>-0.0306</td> <td>29.39%</td> </tr> <tr> <td>構造物工事(浄水場等)</td> <td>32.44%</td> <td>52.7</td> <td>-0.0301</td> <td>27.66%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(9) 算定式 J。=A・N<sub>p</sub><sup>b</sup> ただし、J。：現場管理費率(%) N<sub>p</sub>：対象純工事費(円) A、b：変数値 (注1) J。の値は、小数点以下第3位を四捨五入して<b>第2位止め</b>とする。 (注2) 対象とする純工事費については、「1-2-2-2 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(ニ)」及び「1-2-2-2 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	対象額(N <sub>p</sub> ) 適用区分	1,000万円以下 下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下 A×N <sub>p</sub> <sup>b</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする	A	b	開削工事及び小口径推進工事 <b>等</b>	37.79%	229.8	-0.1120	20.88%	シールド工事及び推進工事	34.56%	56.6	-0.0306	29.39%	構造物工事(浄水場等)	32.44%	52.7	-0.0301	27.66%
対象額(N <sub>p</sub> ) 適用区分	1,000万円以下 下記の率とする			1,000万円を超え20億円以下 A×N <sub>p</sub> <sup>b</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による			20億円を超えるもの 下記の率とする																																							
		A	b																																											
開削工事及び小口径推進工事	37.79%	229.8	-0.1120	20.88%																																										
シールド工事及び推進工事	34.56%	56.6	-0.0306	29.39%																																										
構造物工事(浄水場等)	32.44%	52.7	-0.0301	27.66%																																										
対象額(N <sub>p</sub> ) 適用区分	1,000万円以下 下記の率とする	1,000万円を超え20億円以下 A×N <sub>p</sub> <sup>b</sup> により算定された率とする。 ただし、変数値は下記による		20億円を超えるもの 下記の率とする																																										
		A	b																																											
開削工事及び小口径推進工事 <b>等</b>	37.79%	229.8	-0.1120	20.88%																																										
シールド工事及び推進工事	34.56%	56.6	-0.0306	29.39%																																										
構造物工事(浄水場等)	32.44%	52.7	-0.0301	27.66%																																										

令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和3年度版 頁番号	現行（令和3年度）	改定（令和4年度）																																				
P30	<p>1-2-4-4 一般管理費等率の補正 (略)</p> <p>別表-3 一般管理費等率 (1)前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="304 376 1122 427"> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>22.72%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.47%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] Gp=-5.48972×Log(Cp)+59.4977 (%) ただし、Gp:一般管理費等率(%) Cp:工事原価(単位:円)</p> <p>(注1) Gpの値は、小数第3位を四捨五入して2位止めとする。 (注2) 対象とする工事原価については、「1-2-2-2共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(ニ)」及び「1-2-2-2共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>別表-4 一般管理費等率の補正</p> <table border="1" data-bbox="304 687 1122 738"> <tr> <th>前払金支出割合区分</th> <th>0%から5%以下</th> <th>5%を超え15%以下</th> <th>15%を超え25%以下</th> <th>25%を超え35%以下</th> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 別表-3で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	<p>1-2-4-4 一般管理費等率の補正 (略)</p> <p>別表-3 一般管理費等率 (1)前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="1178 376 2018 427"> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>23.57%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>9.74%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] Gp=-4.97802×Log(Cp)+56.92101 (%) ただし、Gp:一般管理費等率(%) Cp:工事原価(単位:円)</p> <p>(注1) Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 (注2) 対象とする工事原価については、「1-2-2-2共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(ニ)」及び「1-2-2-2共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>別表-4 一般管理費等率の補正</p> <table border="1" data-bbox="1189 687 1973 738"> <tr> <th>前払金支出割合区分</th> <th>0%から5%以下</th> <th>5%を超え15%以下</th> <th>15%を超え25%以下</th> <th>25%を超え35%以下</th> </tr> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 別表-3で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																			
一般管理費等率	22.72%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.47%																																			
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																		
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																																		
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																																			
一般管理費等率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%																																			
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																																		
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01																																		
P34	<p>(新規)</p>	<p>1-2-9 週休2日交代制モデル工事に要する費用の積算 週休2日交代制モデル工事に要する費用の積算は次のとおりとする。</p> <p>(1)用語の定義</p> <p>1) 週休2日交代制 対象期間において、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保する取組みをいう。</p> <p>(2)発注方法 1-2-8 週休2日工事に要する費用の積算(2)発注方式を適用する。</p> <p>(3)積算方法</p> <p>1) 補正係数 週休2日交代制モデル工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1178 1086 1973 1158"> <tr> <td>【4週8休以上】 ・労務費:1.05 ・現場管理費:1.03</td> <td>【4週7休以上 4週8休未満】 ・労務費:1.03 ・現場管理費:1.02</td> <td>【4週6休以上 4週7休未満】 ・労務費:1.01 ・現場管理費:1.01</td> </tr> </table> <p>2) 補正方法 1-2-8 週休2日工事に要する費用の積算(3)積算方法2)補正方法を適用する。</p>	【4週8休以上】 ・労務費:1.05 ・現場管理費:1.03	【4週7休以上 4週8休未満】 ・労務費:1.03 ・現場管理費:1.02	【4週6休以上 4週7休未満】 ・労務費:1.01 ・現場管理費:1.01																																	
【4週8休以上】 ・労務費:1.05 ・現場管理費:1.03	【4週7休以上 4週8休未満】 ・労務費:1.03 ・現場管理費:1.02	【4週6休以上 4週7休未満】 ・労務費:1.01 ・現場管理費:1.01																																				

令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和3年度版 頁番号	現行（令和3年度）	改定（令和4年度）																																																																																																																																																									
P34	(新規)	<p><b>1-2-10 市場単価方式による週休2日取得に要する費用の計上に関する補正係数</b>                      市場単価方式による積算にあたっては、現場の開所状況に応じて、別表に示す補正係数を乗じるものとする。</p> <p>別表-8</p> <table border="1" data-bbox="1176 359 1848 979"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">補正係数</th> </tr> <tr> <th>4週6休以上 4週7休未満</th> <th>4週7休以上 4週8休未満</th> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鉄筋工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>ガス圧接工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.02</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>インターロッキングブロック工</td><td>設置</td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.02</td></tr> <tr><td></td><td>撤去</td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>防護柵設置工（ガードレール）</td><td>設置</td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr> <tr><td></td><td>撤去</td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>防護柵設置工（ガードパイプ）</td><td>設置</td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr> <tr><td></td><td>撤去</td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>防護柵設置工（横断・転落防止柵）</td><td>設置</td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.04</td></tr> <tr><td></td><td>撤去</td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>防護柵設置工（落石防護柵）</td><td></td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>防止柵設置工（落石防止柵）</td><td></td><td>1.01</td><td>1.02</td><td>1.03</td></tr> <tr><td>道路標識設置工</td><td>設置</td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr> <tr><td></td><td>撤去・移設</td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>道路付風物設置工</td><td>設置</td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.02</td></tr> <tr><td></td><td>撤去</td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>法面工</td><td></td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>吹付け工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.02</td><td>1.03</td></tr> <tr><td>鉄筋挿入工（ロックアップ工）</td><td></td><td>1.01</td><td>1.02</td><td>1.03</td></tr> <tr><td>道路植栽工</td><td>植樹</td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.05</td></tr> <tr><td></td><td>剪定</td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>公園植栽工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.03</td><td>1.05</td></tr> <tr><td>橋梁用伸縮継手装置設置工</td><td></td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工</td><td></td><td>1.01</td><td>1.02</td><td>1.04</td></tr> <tr><td>橋面防水工</td><td></td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>薄層カラー舗装工</td><td></td><td>1.00</td><td>1.00</td><td>1.01</td></tr> <tr><td>グルーピング工</td><td></td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr> <tr><td>軟弱地盤処理工</td><td></td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.02</td></tr> <tr><td>コンクリート表面処理工（ウォータージョット工）</td><td></td><td>1.00</td><td>1.01</td><td>1.01</td></tr> </tbody> </table>	名称	区分	補正係数			4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	鉄筋工		1.01	1.03	1.05	ガス圧接工		1.01	1.02	1.04	インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02		撤去	1.01	1.03	1.05	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01		撤去	1.01	1.03	1.05	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01		撤去	1.01	1.03	1.05	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04		撤去	1.01	1.03	1.05	防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02	防止柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.02	1.03	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01		撤去・移設	1.01	1.03	1.04	道路付風物設置工	設置	1.00	1.01	1.02		撤去	1.01	1.03	1.05	法面工		1.00	1.01	1.02	吹付け工		1.01	1.02	1.03	鉄筋挿入工（ロックアップ工）		1.01	1.02	1.03	道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05		剪定	1.01	1.03	1.05	公園植栽工		1.01	1.03	1.05	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04	橋面防水工		1.00	1.01	1.02	薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01	グルーピング工		1.00	1.01	1.01	軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02	コンクリート表面処理工（ウォータージョット工）		1.00	1.01	1.01
名称	区分	補正係数																																																																																																																																																									
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上																																																																																																																																																							
鉄筋工		1.01	1.03	1.05																																																																																																																																																							
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04																																																																																																																																																							
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02																																																																																																																																																							
	撤去	1.01	1.03	1.05																																																																																																																																																							
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01																																																																																																																																																							
	撤去	1.01	1.03	1.05																																																																																																																																																							
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01																																																																																																																																																							
	撤去	1.01	1.03	1.05																																																																																																																																																							
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04																																																																																																																																																							
	撤去	1.01	1.03	1.05																																																																																																																																																							
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02																																																																																																																																																							
防止柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.02	1.03																																																																																																																																																							
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01																																																																																																																																																							
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04																																																																																																																																																							
道路付風物設置工	設置	1.00	1.01	1.02																																																																																																																																																							
	撤去	1.01	1.03	1.05																																																																																																																																																							
法面工		1.00	1.01	1.02																																																																																																																																																							
吹付け工		1.01	1.02	1.03																																																																																																																																																							
鉄筋挿入工（ロックアップ工）		1.01	1.02	1.03																																																																																																																																																							
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05																																																																																																																																																							
	剪定	1.01	1.03	1.05																																																																																																																																																							
公園植栽工		1.01	1.03	1.05																																																																																																																																																							
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02																																																																																																																																																							
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04																																																																																																																																																							
橋面防水工		1.00	1.01	1.02																																																																																																																																																							
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01																																																																																																																																																							
グルーピング工		1.00	1.01	1.01																																																																																																																																																							
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02																																																																																																																																																							
コンクリート表面処理工（ウォータージョット工）		1.00	1.01	1.01																																																																																																																																																							
P37	<p><b>第2章 開削工歩掛</b>  <b>第1節 標準掘削断面</b>                      2-1-1 断面決定上の留意事項                      (1) 発注者の責務として、管布設の掘削にあたっては、予定地における道路状況、地下埋設物、土質条件、周辺の環境、及び布設後の管の土被り等を総合的に検討し、関係法令を遵守し安全かつ確実な施工ができるような掘削断面及び土留法を決定すること。</p>	<p><b>第2章 開削工歩掛</b>  <b>第1節 標準掘削断面</b>                      2-1-1 断面決定上の留意事項                      (1) 発注者の責務として、管布設の掘削にあたっては、予定地における道路状況、地下埋設物、土質条件、周辺の環境、及び布設後の管の土被り等を総合的に検討し、関係法令を遵守し安全かつ確実な施工ができるような掘削断面及び土留方法を決定すること。</p>																																																																																																																																																									
P37	<p><b>2-1-3 掘削幅の算定</b>                      掘削幅(B)は土留内法幅に両側の矢板厚を加算した幅であり、以下の(1)、(2)及び(3)より求めた値を比較して大きい方とする。また、掘削幅は、1cm未満を切り捨てし5cm単位に切り上げ丸め処理する。                      なお、掘削内での管接合作業及び埋戻し作業を考慮し、最小掘削幅は55cmに土留加算幅（矢板厚+腹起し材幅）の2倍の値を加えて算出する。（土留めを行わない場合、矢板厚0cm、腹起し材幅0cmで最小掘削幅55cm）                      また、道路管理者等から指示のある場合は別に定めることができる。</p>	<p><b>2-1-3 掘削幅の算定</b>                      掘削幅(B)は、土留内法幅に両側の矢板厚を加算した幅であり、以下の(1)、(2)及び(3)より求めた値を比較して大きい方とする。また、掘削幅は、1cm未満を切り捨てし5cm単位に切り上げ丸め処理する。                      なお、掘削内での管接合作業及び埋戻し作業を考慮し、最小掘削幅は60cmに土留加算幅（矢板厚+腹起し材幅）の2倍の値を加えて算出する。（土留めを行わない場合、矢板厚0cm、腹起し材幅0cmで最小掘削幅60cm）                      また、道路管理者等から指示のある場合は別に定めることができる。</p>																																																																																																																																																									

令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和3年度版頁番号	現行（令和3年度）	改定（令和4年度）																																																																																																																																																																																																		
P38	(3) 最小掘削幅（計算に用いる各々の項目の標準寸法は別表による） 最小掘削幅=55(cm)+土留加算幅×2 土留加算幅=矢板厚(c)+腹起し材幅(b2)	(3) 最小掘削幅（計算に用いる各々の項目の標準寸法は別表による） 最小掘削幅=60(cm)+土留加算幅×2 土留加算幅=矢板厚(c)+腹起し材幅(b2)																																																																																																																																																																																																		
P43	2-1-5 再掘削工の算定 (3) 数量の算定 再掘削数量は、1箇所当たりの数量×再掘削箇所数とする。なお、日進量は現場状況等を勘案して決定する。 ア 1箇所当たり数量 土工（掘削積込、運搬、処分及び埋戻共通） =掘削幅×（床付深さ-仮舗装厚）×再掘削延長-管体積 舗装（掘削積込、運搬、処分及び復旧共通） =掘削幅×再掘削延長 土留延長（側面及び両側m） =再掘削延長	2-1-5 再掘削工の算定 (3) 数量の算定 再掘削数量は、1箇所 <sup>当り</sup> の数量×再掘削箇所数とする。なお、日進量は現場状況等を勘案して決定する。 ア 1箇所 <sup>当り</sup> 数量 土工（掘削積込、運搬、処分及び埋戻共通） =掘削幅×（床付深さ-仮舗装厚）×再掘削延長-管体積 舗装（掘削積込、運搬、処分及び復旧共通） =掘削幅×再掘削延長 土留延長（側面及び両側m） =再掘削延長																																																																																																																																																																																																		
P47	2-2-5 支保歩掛表(木製) 第12表 木製支保工 (100m当り) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>腹起し材</td> <td>太鼓落し φ=3m n=木 t=cm</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> <td>10回使用(素材単価×1/10)</td> </tr> <tr> <td>切りばり材</td> <td>丸太 φ=3m n=木 末口φ</td> <td>〃</td> <td></td> <td>5回使用(素材単価×1/5)</td> </tr> <tr> <td>型枠工</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>かすがい・鉄線等</td> <td>式</td> <td>1</td> <td>木材費損料の3%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1. 各数量は、第13表を参照のこと。 2. 残置の場合は、腹起し材5回使用、切りばり材3回使用とする。</p> <p>第13表 木製支保工歩掛表 (100m当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">矢板種別</th> <th rowspan="2">掘削深度(m)</th> <th rowspan="2">腹起し材厚さ(cm)</th> <th rowspan="2">段数</th> <th rowspan="2">切りばり材末口(cm)</th> <th rowspan="2">使用回数(回)</th> <th colspan="2">歩掛(人)</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>型枠工</th> <th>普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">木矢板</td> <td>2.0未満</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>腹起し10 切りばり5</td> <td>3.05</td> <td>4.46</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.0以上</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>腹起し10 切りばり5</td> <td>5.12</td> <td>9.54</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽量鋼矢板 (巾=25cm)</td> <td>2.0未満</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>腹起し10 切りばり5</td> <td>3.05</td> <td>4.46</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.0以上</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>腹起し10 切りばり5</td> <td>5.12</td> <td>9.54</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽量鋼矢板</td> <td>3.5未満</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>腹起し10 切りばり5</td> <td>5.54</td> <td>10.32</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.5以上</td> <td>18</td> <td>3</td> <td>15</td> <td>腹起し10 切りばり5</td> <td>8.31</td> <td>15.48</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 撤去工は、設置工の歩掛(型わく工+普通作業員)の40%を普通作業員として計上する。</p>	種目	形状寸法	単位	数量	摘要	腹起し材	太鼓落し φ=3m n=木 t=cm	m <sup>3</sup>		10回使用(素材単価×1/10)	切りばり材	丸太 φ=3m n=木 末口φ	〃		5回使用(素材単価×1/5)	型枠工		人			普通作業員		〃			諸雑費	かすがい・鉄線等	式	1	木材費損料の3%	計					矢板種別	掘削深度(m)	腹起し材厚さ(cm)	段数	切りばり材末口(cm)	使用回数(回)	歩掛(人)		摘要	型枠工	普通作業員	木矢板	2.0未満	15	1	12	腹起し10 切りばり5	3.05	4.46		2.0以上	15	2	12	腹起し10 切りばり5	5.12	9.54		軽量鋼矢板 (巾=25cm)	2.0未満	15	1	12	腹起し10 切りばり5	3.05	4.46		2.0以上	15	2	12	腹起し10 切りばり5	5.12	9.54		軽量鋼矢板	3.5未満	18	2	15	腹起し10 切りばり5	5.54	10.32		3.5以上	18	3	15	腹起し10 切りばり5	8.31	15.48		2-2-5 支保歩掛表(木製) 第12表 木製支保工 (100m当り) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>腹起し材</td> <td>太鼓落し φ=3m n=木 t=cm</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td></td> <td>10回使用(素材単価×1/10)</td> </tr> <tr> <td>切梁材</td> <td>丸太 φ=3m n=木 末口φ</td> <td>〃</td> <td></td> <td>5回使用(素材単価×1/5)</td> </tr> <tr> <td>型枠工</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td>かすがい・鉄線等</td> <td>式</td> <td>1</td> <td>木材費損料の3%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1. 各数量は、第13表を参照のこと。 2. 残置の場合は、腹起し材5回使用、切梁材3回使用とする。</p> <p>第13表 木製支保工歩掛表 (100m当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">矢板種別</th> <th rowspan="2">掘削深度(m)</th> <th rowspan="2">腹起し材厚さ(cm)</th> <th rowspan="2">段数</th> <th rowspan="2">切梁材末口(cm)</th> <th rowspan="2">使用回数(回)</th> <th colspan="2">歩掛(人)</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>型枠工</th> <th>普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">木矢板</td> <td>2.0未満</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>腹起し10 切梁5</td> <td>3.05</td> <td>4.46</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.0以上</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>腹起し10 切梁5</td> <td>5.12</td> <td>9.54</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽量鋼矢板 (巾=25cm)</td> <td>2.0未満</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>12</td> <td>腹起し10 切梁5</td> <td>3.05</td> <td>4.46</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.0以上</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>腹起し10 切梁5</td> <td>5.12</td> <td>9.54</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">軽量鋼矢板</td> <td>3.5未満</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>腹起し10 切梁5</td> <td>5.54</td> <td>10.32</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.5以上</td> <td>18</td> <td>3</td> <td>15</td> <td>腹起し10 切梁5</td> <td>8.31</td> <td>15.48</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 撤去工は、設置工の歩掛(型わく工+普通作業員)の40%を普通作業員として計上する。</p>	種目	形状寸法	単位	数量	摘要	腹起し材	太鼓落し φ=3m n=木 t=cm	m <sup>3</sup>		10回使用(素材単価×1/10)	切梁材	丸太 φ=3m n=木 末口φ	〃		5回使用(素材単価×1/5)	型枠工		人			普通作業員		〃			諸雑費	かすがい・鉄線等	式	1	木材費損料の3%	計					矢板種別	掘削深度(m)	腹起し材厚さ(cm)	段数	切梁材末口(cm)	使用回数(回)	歩掛(人)		摘要	型枠工	普通作業員	木矢板	2.0未満	15	1	12	腹起し10 切梁5	3.05	4.46		2.0以上	15	2	12	腹起し10 切梁5	5.12	9.54		軽量鋼矢板 (巾=25cm)	2.0未満	15	1	12	腹起し10 切梁5	3.05	4.46		2.0以上	15	2	12	腹起し10 切梁5	5.12	9.54		軽量鋼矢板	3.5未満	18	2	15	腹起し10 切梁5	5.54	10.32		3.5以上	18	3	15	腹起し10 切梁5	8.31	15.48	
種目	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																
腹起し材	太鼓落し φ=3m n=木 t=cm	m <sup>3</sup>		10回使用(素材単価×1/10)																																																																																																																																																																																																
切りばり材	丸太 φ=3m n=木 末口φ	〃		5回使用(素材単価×1/5)																																																																																																																																																																																																
型枠工		人																																																																																																																																																																																																		
普通作業員		〃																																																																																																																																																																																																		
諸雑費	かすがい・鉄線等	式	1	木材費損料の3%																																																																																																																																																																																																
計																																																																																																																																																																																																				
矢板種別	掘削深度(m)	腹起し材厚さ(cm)	段数	切りばり材末口(cm)	使用回数(回)	歩掛(人)		摘要																																																																																																																																																																																												
						型枠工	普通作業員																																																																																																																																																																																													
木矢板	2.0未満	15	1	12	腹起し10 切りばり5	3.05	4.46																																																																																																																																																																																													
	2.0以上	15	2	12	腹起し10 切りばり5	5.12	9.54																																																																																																																																																																																													
軽量鋼矢板 (巾=25cm)	2.0未満	15	1	12	腹起し10 切りばり5	3.05	4.46																																																																																																																																																																																													
	2.0以上	15	2	12	腹起し10 切りばり5	5.12	9.54																																																																																																																																																																																													
軽量鋼矢板	3.5未満	18	2	15	腹起し10 切りばり5	5.54	10.32																																																																																																																																																																																													
	3.5以上	18	3	15	腹起し10 切りばり5	8.31	15.48																																																																																																																																																																																													
種目	形状寸法	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																																
腹起し材	太鼓落し φ=3m n=木 t=cm	m <sup>3</sup>		10回使用(素材単価×1/10)																																																																																																																																																																																																
切梁材	丸太 φ=3m n=木 末口φ	〃		5回使用(素材単価×1/5)																																																																																																																																																																																																
型枠工		人																																																																																																																																																																																																		
普通作業員		〃																																																																																																																																																																																																		
諸雑費	かすがい・鉄線等	式	1	木材費損料の3%																																																																																																																																																																																																
計																																																																																																																																																																																																				
矢板種別	掘削深度(m)	腹起し材厚さ(cm)	段数	切梁材末口(cm)	使用回数(回)	歩掛(人)		摘要																																																																																																																																																																																												
						型枠工	普通作業員																																																																																																																																																																																													
木矢板	2.0未満	15	1	12	腹起し10 切梁5	3.05	4.46																																																																																																																																																																																													
	2.0以上	15	2	12	腹起し10 切梁5	5.12	9.54																																																																																																																																																																																													
軽量鋼矢板 (巾=25cm)	2.0未満	15	1	12	腹起し10 切梁5	3.05	4.46																																																																																																																																																																																													
	2.0以上	15	2	12	腹起し10 切梁5	5.12	9.54																																																																																																																																																																																													
軽量鋼矢板	3.5未満	18	2	15	腹起し10 切梁5	5.54	10.32																																																																																																																																																																																													
	3.5以上	18	3	15	腹起し10 切梁5	8.31	15.48																																																																																																																																																																																													

令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和3年度版 頁番号	現行（令和3年度）	改定（令和4年度）																																																																																																																		
P82	<p>第6節 ポリエチレン管布設工 2-6-2 ポリエチレン管（融着接合）布設歩掛表 1) 歩掛 第2-1表</p> <table border="1" data-bbox="304 384 1155 576"> <thead> <tr> <th colspan="6">ポリエチレン管(融着接合(EF接合))布設工</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="2">据付工(10m当り)</th> <th colspan="2">継手工(1箇所当り)</th> <th rowspan="2">諸雑費</th> </tr> <tr> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50</td> <td>0.10</td> <td>0.18</td> <td>0.04</td> <td>0.04</td> <td rowspan="6">労務費の8.5%</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>0.10</td> <td>0.18</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.12</td> <td>0.20</td> <td>0.07</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0.18</td> <td>0.26</td> <td>0.09</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>0.25</td> <td>0.49</td> <td>0.13</td> <td>0.13</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 継手工は2口継手を標準とする。 2. 継手工において、1口の場合は本表の70%とする。 3. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。 4. 諸雑費には、機械器具損料及び消耗品を含む。</p>	ポリエチレン管(融着接合(EF接合))布設工						呼び径 (mm)	据付工(10m当り)		継手工(1箇所当り)		諸雑費	配管工(人)	普通作業員(人)	配管工(人)	普通作業員(人)	50	0.10	0.18	0.04	0.04	労務費の8.5%	75	0.10	0.18	0.05	0.05	100	0.12	0.20	0.07	0.07	150	0.18	0.26	0.09	0.09	200	0.25	0.49	0.13	0.13						<p>第6節 ポリエチレン管布設工 2-6-2 ポリエチレン管（融着接合）布設歩掛表 1) 歩掛 第2-1表</p> <table border="1" data-bbox="1178 384 2022 663"> <thead> <tr> <th colspan="6">ポリエチレン管(融着接合(EF接合))布設工</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">呼び径 (mm)</th> <th colspan="2">据付工(10m当り)</th> <th colspan="2">継手工(1箇所当り)</th> <th rowspan="2">諸雑費</th> </tr> <tr> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> <th>配管工(人)</th> <th>普通作業員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>0.07</td> <td>0.12</td> <td>0.02</td> <td>0.02</td> <td rowspan="10">労務費の8.5%</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>0.07</td> <td>0.12</td> <td>0.02</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>0.08</td> <td>0.14</td> <td>0.02</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>0.08</td> <td>0.14</td> <td>0.03</td> <td>0.03</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>0.10</td> <td>0.18</td> <td>0.04</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>0.10</td> <td>0.18</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>0.12</td> <td>0.20</td> <td>0.07</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>0.18</td> <td>0.26</td> <td>0.09</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>0.25</td> <td>0.49</td> <td>0.13</td> <td>0.13</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 継手工は2口継手を標準とする。 2. 継手工において、1口の場合は本表の70%とする。 3. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。 4. 諸雑費には、機械器具損料及び消耗品を含む。</p>	ポリエチレン管(融着接合(EF接合))布設工						呼び径 (mm)	据付工(10m当り)		継手工(1箇所当り)		諸雑費	配管工(人)	普通作業員(人)	配管工(人)	普通作業員(人)	20	0.07	0.12	0.02	0.02	労務費の8.5%	25	0.07	0.12	0.02	0.02	30	0.08	0.14	0.02	0.02	40	0.08	0.14	0.03	0.03	50	0.10	0.18	0.04	0.04	75	0.10	0.18	0.05	0.05	100	0.12	0.20	0.07	0.07	150	0.18	0.26	0.09	0.09	200	0.25	0.49	0.13	0.13					
ポリエチレン管(融着接合(EF接合))布設工																																																																																																																				
呼び径 (mm)	据付工(10m当り)		継手工(1箇所当り)		諸雑費																																																																																																															
	配管工(人)	普通作業員(人)	配管工(人)	普通作業員(人)																																																																																																																
50	0.10	0.18	0.04	0.04	労務費の8.5%																																																																																																															
75	0.10	0.18	0.05	0.05																																																																																																																
100	0.12	0.20	0.07	0.07																																																																																																																
150	0.18	0.26	0.09	0.09																																																																																																																
200	0.25	0.49	0.13	0.13																																																																																																																
ポリエチレン管(融着接合(EF接合))布設工																																																																																																																				
呼び径 (mm)	据付工(10m当り)		継手工(1箇所当り)		諸雑費																																																																																																															
	配管工(人)	普通作業員(人)	配管工(人)	普通作業員(人)																																																																																																																
20	0.07	0.12	0.02	0.02	労務費の8.5%																																																																																																															
25	0.07	0.12	0.02	0.02																																																																																																																
30	0.08	0.14	0.02	0.02																																																																																																																
40	0.08	0.14	0.03	0.03																																																																																																																
50	0.10	0.18	0.04	0.04																																																																																																																
75	0.10	0.18	0.05	0.05																																																																																																																
100	0.12	0.20	0.07	0.07																																																																																																																
150	0.18	0.26	0.09	0.09																																																																																																																
200	0.25	0.49	0.13	0.13																																																																																																																
P112	<p>第4章 シールド工歩掛 第1節 一般事項 4-1-1 適用範囲 本基準は、水道工事のシールド工の積算に適用する。 本項に示す歩掛は、標準的作業から定めたもので、施工条件が大幅に異なる場合は、実績その他を勘案して別途考慮する必要がある。 なお、二次覆工(配管)以外については、下水道用設計標準歩掛表を参考とすること。</p>	<p>第4章 シールド工歩掛 第1節 一般事項 4-1-1 適用範囲 本基準は、水道工事のシールド工の積算に適用する。 本項に示す歩掛は、標準的作業から定めたもので、施工条件が大幅に異なる場合は、実績その他を勘案して別途考慮する必要がある。 なお、二次覆工(配管)以外については、下水道用設計標準歩掛表を参考とすること。</p>																																																																																																																		

令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和3年度版 頁番号	現行（令和3年度）	改定（令和4年度）																																																																																																																																																																																						
P145	<p>第5章 その他歩掛 第3節 既設管内配管工 5-3-4 配管歩掛表 5-3-4-1 ダクタイル鋳鉄管(既設管内配管用) 4. 歩掛表 (2) 管接合費 第19-1表 (PⅡ形) (1箇所当り)</p> <table border="1" data-bbox="320 486 1102 643"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>形状</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td>第14-1表</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>配管工</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第19-2表 (PN形) (1箇所当り)</p> <table border="1" data-bbox="320 730 1102 938"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>形状</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td>第14-2表</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>配管工</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>機械損料</td> <td>ロックリング挿入機 (PN形用)</td> <td>日</td> <td></td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	名称	形状	単位	数量	金額	摘要	①	世話役		人			第14-1表	②	配管工		〃			〃	③	普通作業員		〃			〃	④	諸雑費		式	1		〃		計						番号	名称	形状	単位	数量	金額	摘要	①	世話役		人			第14-2表	②	配管工		〃			〃	③	普通作業員		〃			〃	④	機械損料	ロックリング挿入機 (PN形用)	日			〃	⑤	諸雑費		式	1		〃		計						<p>第5章 その他歩掛 第3節 既設管内配管工 5-3-4 配管歩掛表 5-3-4-1 ダクタイル鋳鉄管(既設管内配管用) 4. 歩掛表 (2) 管接合費 第19-1表 (PⅡ形・PN形) (1箇所当り)</p> <table border="1" data-bbox="1193 486 1975 643"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>形状</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td>第14-1表</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>配管工</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第19-2表 (PN形 (ロックリング挿入器使用)) (1箇所当り)</p> <table border="1" data-bbox="1193 730 1975 938"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>形状</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td>第14-2表</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>配管工</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>〃</td> <td></td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>機械損料</td> <td>ロックリング挿入機 (PN形用)</td> <td>日</td> <td></td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	名称	形状	単位	数量	金額	摘要	①	世話役		人			第14-1表	②	配管工		〃			〃	③	普通作業員		〃			〃	④	諸雑費		式	1		〃		計						番号	名称	形状	単位	数量	金額	摘要	①	世話役		人			第14-2表	②	配管工		〃			〃	③	普通作業員		〃			〃	④	機械損料	ロックリング挿入機 (PN形用)	日			〃	⑤	諸雑費		式	1		〃		計					
番号	名称	形状	単位	数量	金額	摘要																																																																																																																																																																																		
①	世話役		人			第14-1表																																																																																																																																																																																		
②	配管工		〃			〃																																																																																																																																																																																		
③	普通作業員		〃			〃																																																																																																																																																																																		
④	諸雑費		式	1		〃																																																																																																																																																																																		
	計																																																																																																																																																																																							
番号	名称	形状	単位	数量	金額	摘要																																																																																																																																																																																		
①	世話役		人			第14-2表																																																																																																																																																																																		
②	配管工		〃			〃																																																																																																																																																																																		
③	普通作業員		〃			〃																																																																																																																																																																																		
④	機械損料	ロックリング挿入機 (PN形用)	日			〃																																																																																																																																																																																		
⑤	諸雑費		式	1		〃																																																																																																																																																																																		
	計																																																																																																																																																																																							
番号	名称	形状	単位	数量	金額	摘要																																																																																																																																																																																		
①	世話役		人			第14-1表																																																																																																																																																																																		
②	配管工		〃			〃																																																																																																																																																																																		
③	普通作業員		〃			〃																																																																																																																																																																																		
④	諸雑費		式	1		〃																																																																																																																																																																																		
	計																																																																																																																																																																																							
番号	名称	形状	単位	数量	金額	摘要																																																																																																																																																																																		
①	世話役		人			第14-2表																																																																																																																																																																																		
②	配管工		〃			〃																																																																																																																																																																																		
③	普通作業員		〃			〃																																																																																																																																																																																		
④	機械損料	ロックリング挿入機 (PN形用)	日			〃																																																																																																																																																																																		
⑤	諸雑費		式	1		〃																																																																																																																																																																																		
	計																																																																																																																																																																																							
P159	<p>第二編 参考資料 第1章 参考歩掛 第1節 管路土工 1-1-1 管路掘削歩掛表 (3) 単価表 第5表 バックホウ掘削積込 (1m<sup>3</sup>当り)</p> <table border="1" data-bbox="304 1153 1095 1337"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>第1表</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>バックホウ運転費</td> <td>山積000m<sup>3</sup>(平積000m<sup>3</sup>)</td> <td>時間</td> <td></td> <td>第2表</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>端数処理</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100m<sup>3</sup>当り</td> </tr> <tr> <td>1 m<sup>3</sup> 当り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計/100m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 バックホウ運転口当り運転時間は、6.5時間とする。</p>	名称	形状	単位	数量	摘要	世話役		人		第1表	普通作業員		人		〃	バックホウ運転費	山積000m <sup>3</sup> (平積000m <sup>3</sup> )	時間		第2表	諸雑費		式	1	端数処理	計				100m <sup>3</sup> 当り	1 m <sup>3</sup> 当り				計/100m <sup>3</sup>	<p>第二編 参考資料 第1章 参考歩掛 第1節 管路土工 1-1-1 管路掘削歩掛表 (3) 単価表 第5表 バックホウ掘削積込 (1m<sup>3</sup>当り)</p> <table border="1" data-bbox="1178 1153 1968 1337"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>形状</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>第1表</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>バックホウ運転費</td> <td>山積000m<sup>3</sup>(平積000m<sup>3</sup>)</td> <td>時間</td> <td></td> <td>第2表</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>端数処理</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100m<sup>3</sup>当り</td> </tr> <tr> <td>1 m<sup>3</sup> 当り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計/100m<sup>3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p><del>備考 バックホウ運転口当り運転時間は、6.5時間とする。</del></p>	名称	形状	単位	数量	摘要	世話役		人		第1表	普通作業員		人		〃	バックホウ運転費	山積000m <sup>3</sup> (平積000m <sup>3</sup> )	時間		第2表	諸雑費		式	1	端数処理	計				100m <sup>3</sup> 当り	1 m <sup>3</sup> 当り				計/100m <sup>3</sup>																																																																																																																
名称	形状	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																				
世話役		人		第1表																																																																																																																																																																																				
普通作業員		人		〃																																																																																																																																																																																				
バックホウ運転費	山積000m <sup>3</sup> (平積000m <sup>3</sup> )	時間		第2表																																																																																																																																																																																				
諸雑費		式	1	端数処理																																																																																																																																																																																				
計				100m <sup>3</sup> 当り																																																																																																																																																																																				
1 m <sup>3</sup> 当り				計/100m <sup>3</sup>																																																																																																																																																																																				
名称	形状	単位	数量	摘要																																																																																																																																																																																				
世話役		人		第1表																																																																																																																																																																																				
普通作業員		人		〃																																																																																																																																																																																				
バックホウ運転費	山積000m <sup>3</sup> (平積000m <sup>3</sup> )	時間		第2表																																																																																																																																																																																				
諸雑費		式	1	端数処理																																																																																																																																																																																				
計				100m <sup>3</sup> 当り																																																																																																																																																																																				
1 m <sup>3</sup> 当り				計/100m <sup>3</sup>																																																																																																																																																																																				



令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和3年度版 頁番号	現行（令和3年度）	改定（令和4年度）																																								
P161	<p>1-1-2 管路埋戻歩掛表 (2) 施工歩掛 第10表 (100m<sup>3</sup>当り)</p> <table border="1" data-bbox="304 379 757 459"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>タンバ運転費</td> <td>60～80kg</td> <td>日</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 普通作業員は、締め補助とする。 2. タンバ1日当りの施工量は33m<sup>3</sup>/日とする。</p>	名称	規格	単位	数量	普通作業員		人	3	タンバ運転費	60～80kg	日	3	<p>1-1-2 管路埋戻歩掛表 (2) 施工歩掛 第10表 (100m<sup>3</sup>当り)</p> <table border="1" data-bbox="1178 379 1630 459"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>タンバ運転費</td> <td>60～80kg</td> <td>日</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 普通作業員は、締め補助とする。 2. タンバ1日当りの施工量は36m<sup>3</sup>/日とする。</p>	名称	規格	単位	数量	普通作業員		人	3	タンバ運転費	60～80kg	日	3																
名称	規格	単位	数量																																							
普通作業員		人	3																																							
タンバ運転費	60～80kg	日	3																																							
名称	規格	単位	数量																																							
普通作業員		人	3																																							
タンバ運転費	60～80kg	日	3																																							
P162	<p>(4) 機械運転 第14表</p> <table border="1" data-bbox="304 576 1155 1134"> <thead> <tr> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>適用単価表</th> <th>指定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小型バックホウ</td> <td>クローラ型 排出ガス対策型（第1次基準値） 山積0.08m<sup>3</sup>[平積0.06m<sup>3</sup>]</td> <td>第15表</td> <td>運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 18 機械損料数量 → 1.78</td> </tr> <tr> <td>クローラ型 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.13m<sup>3</sup>[平積0.10m<sup>3</sup>]</td> <td>表16表</td> <td>運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 25 機械損料数量 → 1.78</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">バックホウ</td> <td>クローラ型 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.28m<sup>3</sup>[平積0.20m<sup>3</sup>]</td> <td rowspan="3">第17表</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型（第1次基準値） 山積0.45m<sup>3</sup>[平積0.35m<sup>3</sup>] 又は クローラ型 排出ガス対策型（第1次基準値） 山積0.45m<sup>3</sup>[平積0.35m<sup>3</sup>]</td> </tr> <tr> <td>クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.8m<sup>3</sup>[平積0.6m<sup>3</sup>] 又は クローラ型 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.8m<sup>3</sup>[平積0.6m<sup>3</sup>]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 小型バックホウの指定事項は、1日当りの数量である。 本資料は、各工種に使用する機械のうち、標準的な機種について単価表示をしたものである。 1. 労務歩掛は、土木工事標準歩掛の建設機械運転労務歩掛による。 2. 燃料の種類及び数量は、土木工事標準歩掛の原動機燃料消費量による。 3. 表題には、機械名を記入する。 4. 燃料費の規格欄には、燃料の種類を記入する。 5. 機械損料の規格欄には、機械の規格を記入する。</p>	機械名	規格	適用単価表	指定事項	小型バックホウ	クローラ型 排出ガス対策型（第1次基準値） 山積0.08m <sup>3</sup> [平積0.06m <sup>3</sup> ]	第15表	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 18 機械損料数量 → 1.78	クローラ型 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.13m <sup>3</sup> [平積0.10m <sup>3</sup> ]	表16表	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 25 機械損料数量 → 1.78	バックホウ	クローラ型 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.28m <sup>3</sup> [平積0.20m <sup>3</sup> ]	第17表		クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型（第1次基準値） 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型 排出ガス対策型（第1次基準値） 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ]	クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.8m <sup>3</sup> [平積0.6m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.8m <sup>3</sup> [平積0.6m <sup>3</sup> ]	<p>(4) 機械運転 第14表</p> <table border="1" data-bbox="1178 576 2018 1206"> <thead> <tr> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>適用単価表</th> <th>指定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小型バックホウ</td> <td>クローラ型 排出ガス対策型（第1次基準値） 山積0.08m<sup>3</sup>[平積0.06m<sup>3</sup>]</td> <td>第15表</td> <td>運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 18 機械損料数量 → 1.78</td> </tr> <tr> <td>クローラ型 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.13m<sup>3</sup>[平積0.10m<sup>3</sup>]</td> <td>表16表</td> <td>運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 25 機械損料数量 → 1.78</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">バックホウ</td> <td>クローラ型 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.28m<sup>3</sup>[平積0.20m<sup>3</sup>]</td> <td rowspan="3">第17表</td> <td>運転労務数量 → 0.16 燃料消費量 → 6.30 機械損料数量 → 1.00</td> </tr> <tr> <td>クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型（第1次基準値） 山積0.45m<sup>3</sup>[平積0.35m<sup>3</sup>] 又は クローラ型 排出ガス対策型（第1次基準値） 山積0.45m<sup>3</sup>[平積0.35m<sup>3</sup>]</td> <td>運転労務数量 → 0.16 燃料消費量 → 9.20 機械損料数量 → 1.00</td> </tr> <tr> <td>クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.8m<sup>3</sup>[平積0.6m<sup>3</sup>] 又は クローラ型 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.8m<sup>3</sup>[平積0.6m<sup>3</sup>]</td> <td>運転労務数量 → 0.16 燃料消費量 → 16.00 機械損料数量 → 1.00</td> </tr> <tr> <td>タンバ及びランマ</td> <td>ランマ 60～80kg</td> <td>表18表</td> <td>運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 5.0 機械損料数量 → 1.38</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 小型バックホウ、タンバ及びランマの指定事項は、1日当りの数量である。 本資料は、各工種に使用する機械のうち、標準的な機種について単価表示をしたものである。 1. 労務歩掛は、土木工事標準歩掛の建設機械運転労務歩掛による。 2. 燃料の種類及び数量は、土木工事標準歩掛の原動機燃料消費量による。 3. 表題には、機械名を記入する。 4. 燃料費の規格欄には、燃料の種類を記入する。 5. 機械損料の規格欄には、機械の規格を記入する。</p>	機械名	規格	適用単価表	指定事項	小型バックホウ	クローラ型 排出ガス対策型（第1次基準値） 山積0.08m <sup>3</sup> [平積0.06m <sup>3</sup> ]	第15表	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 18 機械損料数量 → 1.78	クローラ型 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.13m <sup>3</sup> [平積0.10m <sup>3</sup> ]	表16表	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 25 機械損料数量 → 1.78	バックホウ	クローラ型 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.28m <sup>3</sup> [平積0.20m <sup>3</sup> ]	第17表	運転労務数量 → 0.16 燃料消費量 → 6.30 機械損料数量 → 1.00	クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型（第1次基準値） 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型 排出ガス対策型（第1次基準値） 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ]	運転労務数量 → 0.16 燃料消費量 → 9.20 機械損料数量 → 1.00	クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.8m <sup>3</sup> [平積0.6m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.8m <sup>3</sup> [平積0.6m <sup>3</sup> ]	運転労務数量 → 0.16 燃料消費量 → 16.00 機械損料数量 → 1.00	タンバ及びランマ	ランマ 60～80kg	表18表	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 5.0 機械損料数量 → 1.38
機械名	規格	適用単価表	指定事項																																							
小型バックホウ	クローラ型 排出ガス対策型（第1次基準値） 山積0.08m <sup>3</sup> [平積0.06m <sup>3</sup> ]	第15表	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 18 機械損料数量 → 1.78																																							
	クローラ型 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.13m <sup>3</sup> [平積0.10m <sup>3</sup> ]	表16表	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 25 機械損料数量 → 1.78																																							
バックホウ	クローラ型 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.28m <sup>3</sup> [平積0.20m <sup>3</sup> ]	第17表																																								
	クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型（第1次基準値） 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型 排出ガス対策型（第1次基準値） 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ]																																									
	クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.8m <sup>3</sup> [平積0.6m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.8m <sup>3</sup> [平積0.6m <sup>3</sup> ]																																									
機械名	規格	適用単価表	指定事項																																							
小型バックホウ	クローラ型 排出ガス対策型（第1次基準値） 山積0.08m <sup>3</sup> [平積0.06m <sup>3</sup> ]	第15表	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 18 機械損料数量 → 1.78																																							
	クローラ型 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.13m <sup>3</sup> [平積0.10m <sup>3</sup> ]	表16表	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 25 機械損料数量 → 1.78																																							
バックホウ	クローラ型 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.28m <sup>3</sup> [平積0.20m <sup>3</sup> ]	第17表	運転労務数量 → 0.16 燃料消費量 → 6.30 機械損料数量 → 1.00																																							
	クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型（第1次基準値） 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型 排出ガス対策型（第1次基準値） 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ]		運転労務数量 → 0.16 燃料消費量 → 9.20 機械損料数量 → 1.00																																							
	クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.8m <sup>3</sup> [平積0.6m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型 排出ガス対策型（第2次基準値） 山積0.8m <sup>3</sup> [平積0.6m <sup>3</sup> ]		運転労務数量 → 0.16 燃料消費量 → 16.00 機械損料数量 → 1.00																																							
タンバ及びランマ	ランマ 60～80kg	表18表	運転労務数量 → 1.00 燃料消費量 → 5.0 機械損料数量 → 1.38																																							

令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和3年度版 頁番号	現行（令和3年度）	改定（令和4年度）																																		
P166	<p>1-1-3 舗装版取壊し積込歩掛表 (4) 機械運転表 第26表</p> <table border="1" data-bbox="304 352 1155 927"> <thead> <tr> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>適用単価表</th> <th>指定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小型 バックホウ</td> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.08m<sup>3</sup>[平積0.06m<sup>3</sup>]</td> <td>第15表</td> <td>運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →18 機械損料数量 →1.78</td> </tr> <tr> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.13m<sup>3</sup>[平積0.10m<sup>3</sup>]</td> <td>第16表</td> <td>運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →25 機械損料数量 →1.78</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">バックホウ</td> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.28m<sup>3</sup>[平積0.20m<sup>3</sup>]</td> <td rowspan="3">第17表</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m<sup>3</sup>[平積0.35m<sup>3</sup>] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m<sup>3</sup>[平積0.35m<sup>3</sup>]</td> </tr> <tr> <td>クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (2次基準値) 山積0.8m<sup>3</sup>[平積0.6m<sup>3</sup>] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.80m<sup>3</sup>[平積0.60m<sup>3</sup>]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 小型バックホウの指定事項は、1日当りの数量である。 2. バックホウの指定事項は、1時間当りの数量であり、「建設機械等損料算定表」から求めたものである。</p>	機械名	規格	適用単価表	指定事項	小型 バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.08m <sup>3</sup> [平積0.06m <sup>3</sup> ]	第15表	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →18 機械損料数量 →1.78	クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.13m <sup>3</sup> [平積0.10m <sup>3</sup> ]	第16表	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →25 機械損料数量 →1.78	バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.28m <sup>3</sup> [平積0.20m <sup>3</sup> ]	第17表		クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ]	クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (2次基準値) 山積0.8m <sup>3</sup> [平積0.6m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.80m <sup>3</sup> [平積0.60m <sup>3</sup> ]	<p>1-1-3 舗装版取壊し積込歩掛表 (4) 機械運転<del>表</del> 第26表</p> <table border="1" data-bbox="1178 352 2018 927"> <thead> <tr> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>適用単価表</th> <th>指定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小型 バックホウ</td> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.08m<sup>3</sup>[平積0.06m<sup>3</sup>]</td> <td>第15表</td> <td>運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →18 機械損料数量 →1.78</td> </tr> <tr> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.13m<sup>3</sup>[平積0.10m<sup>3</sup>]</td> <td>第16表</td> <td>運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →25 機械損料数量 →1.78</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">バックホウ</td> <td>クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.28m<sup>3</sup>[平積0.20m<sup>3</sup>]</td> <td rowspan="3">第17表</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m<sup>3</sup>[平積0.35m<sup>3</sup>] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m<sup>3</sup>[平積0.35m<sup>3</sup>]</td> </tr> <tr> <td>クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.8m<sup>3</sup>[平積0.6m<sup>3</sup>] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.80m<sup>3</sup>[平積0.60m<sup>3</sup>]</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <del>1. 小型バックホウの指定事項は、1日当りの数量である。</del> <del>2. バックホウの指定事項は、1時間当りの数量であり、「建設機械等損料算定表」から求めたものである。</del></p>	機械名	規格	適用単価表	指定事項	小型 バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.08m <sup>3</sup> [平積0.06m <sup>3</sup> ]	第15表	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →18 機械損料数量 →1.78	クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.13m <sup>3</sup> [平積0.10m <sup>3</sup> ]	第16表	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →25 機械損料数量 →1.78	バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.28m <sup>3</sup> [平積0.20m <sup>3</sup> ]	第17表		クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ]	クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.8m <sup>3</sup> [平積0.6m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.80m <sup>3</sup> [平積0.60m <sup>3</sup> ]
機械名	規格	適用単価表	指定事項																																	
小型 バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.08m <sup>3</sup> [平積0.06m <sup>3</sup> ]	第15表	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →18 機械損料数量 →1.78																																	
	クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.13m <sup>3</sup> [平積0.10m <sup>3</sup> ]	第16表	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →25 機械損料数量 →1.78																																	
バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.28m <sup>3</sup> [平積0.20m <sup>3</sup> ]	第17表																																		
	クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ]																																			
	クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (2次基準値) 山積0.8m <sup>3</sup> [平積0.6m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.80m <sup>3</sup> [平積0.60m <sup>3</sup> ]																																			
機械名	規格	適用単価表	指定事項																																	
小型 バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.08m <sup>3</sup> [平積0.06m <sup>3</sup> ]	第15表	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →18 機械損料数量 →1.78																																	
	クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.13m <sup>3</sup> [平積0.10m <sup>3</sup> ]	第16表	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →25 機械損料数量 →1.78																																	
バックホウ	クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.28m <sup>3</sup> [平積0.20m <sup>3</sup> ]	第17表																																		
	クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積0.45m <sup>3</sup> [平積0.35m <sup>3</sup> ]																																			
	クローラ型 クレーン機能付 吊能力2.9t 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.8m <sup>3</sup> [平積0.6m <sup>3</sup> ] 又は クローラ型排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積0.80m <sup>3</sup> [平積0.60m <sup>3</sup> ]																																			
P196	<p>第2節 交通誘導警備員等 3-2-2 計上区分 当該工事の制約条件を勘案した交通規制パターン等による1日当たりの交通誘導警備員の配置人員をもとに、工期期間内で配置される人数を計算する。</p>	<p>第2節 交通誘導警備員等 3-2-2 計上区分 当該工事の制約条件を勘案した交通規制パターン等による1日当<del>り</del>の交通誘導警備員の配置人員をもとに、工期期間内で配置される人数を計算する。</p>																																		
P219	<p>第5節 水管橋設計歩掛 2-5-2 基本設計 2-5-2-2 基本設計の補正 (略) (2) 基礎地盤が杭基礎を必要とする場合は、1橋あたり10/100増加するものとする。</p>	<p>第5節 水管橋設計歩掛 2-5-2 基本設計 2-5-2-2 基本設計の補正 (略) (2) 基礎地盤が杭基礎を必要とする場合は、1橋<del>当り</del>10/100増加するものとする。</p>																																		

令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和3年度版 頁番号	現行（令和3年度）	改定（令和4年度）																																																																																																																																																																																																																																																																										
P276	<p>第三編 設計業務委託標準歩掛</p> <p>第3章 構造物設計歩掛</p> <p>第4節 震災対策用貯水施設設計歩掛</p> <p>3-4-2 補正</p> <p>(3) 土工事を伴わない場合</p> <p>土工事を伴わない工事の委託設計歩掛は、基本歩掛の80%とする。</p>	<p>第三編 設計業務委託標準歩掛</p> <p>第3章 構造物設計歩掛</p> <p>第4節 震災対策用貯水施設設計歩掛</p> <p>3-4-2 補正</p> <p>(3) 土工事を伴わない場合</p> <p>土工事を伴わない工事の委託設計歩掛は、基本歩掛の80%とする。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																										
P279	<p>第4章 耐震補強設計歩掛</p> <p>第1節 水管橋 耐震診断（詳細診断）歩掛及び耐震補強設計歩掛</p> <p>4-1-1 適用範囲</p> <p>表3-2 水管橋上部工の耐震診断（詳細診断） フランジ補剛形式基本歩掛</p> <p style="text-align: right;">1橋当たり(単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="304 576 1055 962"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存資料調査</td> <td></td> <td></td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.3</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>診断条件整理</td> <td></td> <td></td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">耐震診断評価</td> <td>耐震基本方針及び設計地震動設定</td> <td></td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>解析モデル作成</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.4</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>耐震診断</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.7</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>耐震性能の照査</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.4</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合評価</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">対策案の検討</td> <td>補強対策検討</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>0.5</td> <td>0.7</td> <td>0.8</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>劣化対策検討</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>対策後の構造解析</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.4</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>施工検討</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>0.5</td> <td>0.6</td> <td>0.7</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>対策案の概算工事費作成</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>0.5</td> <td>0.6</td> <td>0.7</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>補強図・補修図の作成</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>0.7</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>0.9</td> <td>1.2</td> <td>1.4</td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照査</td> <td></td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.7</td> <td>0.9</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>3.1</td> <td>6.9</td> <td>8.8</td> <td>26.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 本歩掛表は、フランジ補剛形式に適用する。                  2. 基準橋長（径間）25m                  3. 本表の内、必要でない作業項目については削除して使用するものとする。                  4. 作業項目の診断条件整理は、レベル1地震動及びレベル2地震動を含むものとし、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版方1～4によるものとする。ただし、方法1による場合は、別途計上する。                  5. 作業項目の耐震診断評価における解析手法は、静的解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。</p>	作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計	既存資料調査			0.3	0.5	0.5	0.3	1.6	診断条件整理			0.3	0.5	0.4	0.3	1.5	耐震診断評価	耐震基本方針及び設計地震動設定		0.3	0.5	0.4	0.3	1.5	解析モデル作成	0.1	0.1	0.2	0.2	0.4	1.0	耐震診断	0.1	0.3	0.5	0.5	0.7	2.1	耐震性能の照査	0.1	0.1	0.2	0.2	0.4	1.0		総合評価	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.6	対策案の検討	補強対策検討			0.1	0.5	0.7	0.8	2.1	劣化対策検討			0.1	0.3	0.5	0.5	1.4	対策後の構造解析	0.1	0.1	0.3	0.3	0.4	1.2	施工検討			0.1	0.5	0.6	0.7	1.9	対策案の概算工事費作成			0.1	0.5	0.6	0.7	1.9	補強図・補修図の作成			0.1	0.7	0.9	1.0	2.7	報告書作成			0.1	0.9	1.2	1.4	3.6		照査		0.3	0.3	0.7	0.9	2.2		小計	0.5	1.0	3.1	6.9	8.8	26.3	<p>第4章 耐震補強設計歩掛</p> <p>第1節 水管橋 耐震診断（詳細診断）歩掛及び耐震補強設計歩掛</p> <p>4-1-1 適用範囲</p> <p>表3-2 水管橋上部工の耐震診断（詳細診断） フランジ補剛形式基本歩掛</p> <p style="text-align: right;">1橋当たり(単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="1178 576 1928 962"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存資料調査</td> <td></td> <td></td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.3</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>診断条件整理</td> <td></td> <td></td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">耐震診断評価</td> <td>耐震基本方針及び設計地震動設定</td> <td></td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>解析モデル作成</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.4</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>耐震診断</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.7</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>耐震性能の照査</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.4</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>総合評価</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">対策案の検討</td> <td>補強対策検討</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>0.5</td> <td>0.7</td> <td>0.8</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>劣化対策検討</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>対策後の構造解析</td> <td>0.1</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.4</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>施工検討</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>0.5</td> <td>0.6</td> <td>0.7</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>対策案の概算工事費作成</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>0.5</td> <td>0.6</td> <td>0.7</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>補強図・補修図の作成</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>0.7</td> <td>0.9</td> <td>1.0</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>0.9</td> <td>1.2</td> <td>1.4</td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>照査</td> <td></td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.7</td> <td>0.9</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>3.1</td> <td>6.9</td> <td>8.8</td> <td>26.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 本歩掛表は、フランジ補剛形式に適用する。                  2. 基準橋長（径間）25m                  3. 本表の内、必要でない作業項目については削除して使用するものとする。                  4. 作業項目の診断条件整理は、レベル1地震動及びレベル2地震動を含むものとし、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版方法1～4によるものとする。ただし、方法1による場合は、別途計上する。                  5. 作業項目の耐震診断評価における解析手法は、静的解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。</p>	作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計	既存資料調査			0.3	0.5	0.5	0.3	1.6	診断条件整理			0.3	0.5	0.4	0.3	1.5	耐震診断評価	耐震基本方針及び設計地震動設定		0.3	0.5	0.4	0.3	1.5	解析モデル作成	0.1	0.1	0.2	0.2	0.4	1.0	耐震診断	0.1	0.3	0.5	0.5	0.7	2.1	耐震性能の照査	0.1	0.1	0.2	0.2	0.4	1.0		総合評価	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.6	対策案の検討	補強対策検討			0.1	0.5	0.7	0.8	2.1	劣化対策検討			0.1	0.3	0.5	0.5	1.4	対策後の構造解析	0.1	0.1	0.3	0.3	0.4	1.2	施工検討			0.1	0.5	0.6	0.7	1.9	対策案の概算工事費作成			0.1	0.5	0.6	0.7	1.9	補強図・補修図の作成			0.1	0.7	0.9	1.0	2.7	報告書作成			0.1	0.9	1.2	1.4	3.6		照査		0.3	0.3	0.7	0.9	2.2		小計	0.5	1.0	3.1	6.9	8.8	26.3
作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計																																																																																																																																																																																																																																																																					
既存資料調査			0.3	0.5	0.5	0.3	1.6																																																																																																																																																																																																																																																																					
診断条件整理			0.3	0.5	0.4	0.3	1.5																																																																																																																																																																																																																																																																					
耐震診断評価	耐震基本方針及び設計地震動設定		0.3	0.5	0.4	0.3	1.5																																																																																																																																																																																																																																																																					
	解析モデル作成	0.1	0.1	0.2	0.2	0.4	1.0																																																																																																																																																																																																																																																																					
	耐震診断	0.1	0.3	0.5	0.5	0.7	2.1																																																																																																																																																																																																																																																																					
	耐震性能の照査	0.1	0.1	0.2	0.2	0.4	1.0																																																																																																																																																																																																																																																																					
	総合評価	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.6																																																																																																																																																																																																																																																																					
対策案の検討	補強対策検討			0.1	0.5	0.7	0.8	2.1																																																																																																																																																																																																																																																																				
	劣化対策検討			0.1	0.3	0.5	0.5	1.4																																																																																																																																																																																																																																																																				
	対策後の構造解析	0.1	0.1	0.3	0.3	0.4	1.2																																																																																																																																																																																																																																																																					
	施工検討			0.1	0.5	0.6	0.7	1.9																																																																																																																																																																																																																																																																				
	対策案の概算工事費作成			0.1	0.5	0.6	0.7	1.9																																																																																																																																																																																																																																																																				
	補強図・補修図の作成			0.1	0.7	0.9	1.0	2.7																																																																																																																																																																																																																																																																				
報告書作成			0.1	0.9	1.2	1.4	3.6																																																																																																																																																																																																																																																																					
	照査		0.3	0.3	0.7	0.9	2.2																																																																																																																																																																																																																																																																					
	小計	0.5	1.0	3.1	6.9	8.8	26.3																																																																																																																																																																																																																																																																					
作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計																																																																																																																																																																																																																																																																					
既存資料調査			0.3	0.5	0.5	0.3	1.6																																																																																																																																																																																																																																																																					
診断条件整理			0.3	0.5	0.4	0.3	1.5																																																																																																																																																																																																																																																																					
耐震診断評価	耐震基本方針及び設計地震動設定		0.3	0.5	0.4	0.3	1.5																																																																																																																																																																																																																																																																					
	解析モデル作成	0.1	0.1	0.2	0.2	0.4	1.0																																																																																																																																																																																																																																																																					
	耐震診断	0.1	0.3	0.5	0.5	0.7	2.1																																																																																																																																																																																																																																																																					
	耐震性能の照査	0.1	0.1	0.2	0.2	0.4	1.0																																																																																																																																																																																																																																																																					
	総合評価	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.6																																																																																																																																																																																																																																																																					
対策案の検討	補強対策検討			0.1	0.5	0.7	0.8	2.1																																																																																																																																																																																																																																																																				
	劣化対策検討			0.1	0.3	0.5	0.5	1.4																																																																																																																																																																																																																																																																				
	対策後の構造解析	0.1	0.1	0.3	0.3	0.4	1.2																																																																																																																																																																																																																																																																					
	施工検討			0.1	0.5	0.6	0.7	1.9																																																																																																																																																																																																																																																																				
	対策案の概算工事費作成			0.1	0.5	0.6	0.7	1.9																																																																																																																																																																																																																																																																				
	補強図・補修図の作成			0.1	0.7	0.9	1.0	2.7																																																																																																																																																																																																																																																																				
報告書作成			0.1	0.9	1.2	1.4	3.6																																																																																																																																																																																																																																																																					
	照査		0.3	0.3	0.7	0.9	2.2																																																																																																																																																																																																																																																																					
	小計	0.5	1.0	3.1	6.9	8.8	26.3																																																																																																																																																																																																																																																																					

令和4年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

令和3年度版 頁番号	現行（令和3年度）	改定（令和4年度）																																																																																																																																																																																																																																																																								
P280	<p>第3-3表 水管橋上部工の耐震診断（詳細診断） トラス補剛形式(その他の補剛形式)基本歩掛 1橋当り(単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="304 320 1061 707"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存資料調査</td> <td></td> <td></td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.3</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">診断条件整理</td> <td>地盤検討</td> <td></td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>耐震基本方針及び設計地震動設定</td> <td></td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">耐震診断評価</td> <td>解析モデル作成</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.6</td> <td>0.9</td> <td>1.4</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>耐震診断</td> <td>0.2</td> <td>0.7</td> <td>1.3</td> <td>1.9</td> <td>2.8</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>耐震性能の照査</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.6</td> <td>0.9</td> <td>1.4</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>総合評価</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.4</td> <td>0.6</td> <td>0.8</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">対策案の検討</td> <td>補強対策検討</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>1.3</td> <td>2.0</td> <td>1.9</td> <td>5.3</td> </tr> <tr> <td>劣化対策検討</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>0.9</td> <td>1.3</td> <td>1.2</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>対策後の構造解析</td> <td>0.1</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>1.1</td> <td>1.7</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>施工検討</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>1.2</td> <td>1.7</td> <td>1.6</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>対策案の概算工事費作成</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>1.2</td> <td>1.7</td> <td>1.6</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>補強図・補修図の作成</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>1.7</td> <td>2.6</td> <td>2.5</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>2.3</td> <td>3.4</td> <td>3.2</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>1.2</td> <td>2.0</td> <td></td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>0.9</td> <td>2.2</td> <td>5.7</td> <td>16.7</td> <td>24.1</td> <td>12.9</td> <td>62.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 本歩掛表は、フランジ補剛形式を除く補剛形式（その他の補剛形式）に適用する。                  2. 基準橋長（径間）72.5m                  3. 本表の内、必要でない作業項目については削除して使用するものとする。                  4. 作業項目の診断条件整理は、レベル1地震動及びレベル2地震動を含むものとし、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版方1～4によるものとする。ただし、方法1による場合は、別途計上する。                  5. 作業項目の耐震診断評価における解析手法は、静的解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。</p>	作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計	既存資料調査			0.3	0.5	0.5	0.3	1.6	診断条件整理	地盤検討		0.3	0.5	0.4	0.3	1.5	耐震基本方針及び設計地震動設定		0.3	0.5	0.4	0.3	1.5	耐震診断評価	解析モデル作成	0.1	0.3	0.6	0.9	1.4	3.3	耐震診断	0.2	0.7	1.3	1.9	2.8	6.9	耐震性能の照査	0.1	0.3	0.6	0.9	1.4	3.3	総合評価	0.1	0.2	0.4	0.6	0.8	2.1	対策案の検討	補強対策検討			0.1	1.3	2.0	1.9	5.3	劣化対策検討			0.1	0.9	1.3	1.2	3.5	対策後の構造解析	0.1	0.4	0.8	1.1	1.7	4.1	施工検討			0.1	1.2	1.7	1.6	4.6	対策案の概算工事費作成			0.1	1.2	1.7	1.6	4.6	補強図・補修図の作成			0.1	1.7	2.6	2.5	6.9	報告書作成			0.1	2.3	3.4	3.2	9.0	照査	0.3	0.3	0.5	1.2	2.0		4.3	小計	0.9	2.2	5.7	16.7	24.1	12.9	62.5	<p>第3-3表 水管橋上部工の耐震診断（詳細診断） トラス補剛形式(その他の補剛形式)基本歩掛 1橋当り(単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="1178 320 1935 707"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>技師長</th> <th>主任技師</th> <th>技師(A)</th> <th>技師(B)</th> <th>技師(C)</th> <th>技術員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存資料調査</td> <td></td> <td></td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>0.3</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">診断条件整理</td> <td>地盤検討</td> <td></td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>耐震基本方針及び設計地震動設定</td> <td></td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>0.4</td> <td>0.3</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">耐震診断評価</td> <td>解析モデル作成</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.6</td> <td>0.9</td> <td>1.4</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>耐震診断</td> <td>0.2</td> <td>0.7</td> <td>1.3</td> <td>1.9</td> <td>2.8</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>耐震性能の照査</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>0.6</td> <td>0.9</td> <td>1.4</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td>総合評価</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.4</td> <td>0.6</td> <td>0.8</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">対策案の検討</td> <td>補強対策検討</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>1.3</td> <td>2.0</td> <td>1.9</td> <td>5.3</td> </tr> <tr> <td>劣化対策検討</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>0.9</td> <td>1.3</td> <td>1.2</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>対策後の構造解析</td> <td>0.1</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>1.1</td> <td>1.7</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>施工検討</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>1.2</td> <td>1.7</td> <td>1.6</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>対策案の概算工事費作成</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>1.2</td> <td>1.7</td> <td>1.6</td> <td>4.6</td> </tr> <tr> <td>補強図・補修図の作成</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>1.7</td> <td>2.6</td> <td>2.5</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>報告書作成</td> <td></td> <td></td> <td>0.1</td> <td>2.3</td> <td>3.4</td> <td>3.2</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>0.5</td> <td>1.2</td> <td>2.0</td> <td></td> <td>4.3</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>0.9</td> <td>2.2</td> <td>5.7</td> <td>16.7</td> <td>24.1</td> <td>12.9</td> <td>62.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 本歩掛表は、フランジ補剛形式を除く補剛形式（その他の補剛形式）に適用する。                  2. 基準橋長（径間）72.5m                  3. 本表の内、必要でない作業項目については削除して使用するものとする。                  4. 作業項目の診断条件整理は、レベル1地震動及びレベル2地震動を含むものとし、レベル2地震動の設定は、水道施設耐震工法指針・解説2009年版方法1～4によるものとする。ただし、方法1による場合は、別途計上する。                  5. 作業項目の耐震診断評価における解析手法は、静的解析とし、他の解析手法による場合は、別途計上する。</p>	作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計	既存資料調査			0.3	0.5	0.5	0.3	1.6	診断条件整理	地盤検討		0.3	0.5	0.4	0.3	1.5	耐震基本方針及び設計地震動設定		0.3	0.5	0.4	0.3	1.5	耐震診断評価	解析モデル作成	0.1	0.3	0.6	0.9	1.4	3.3	耐震診断	0.2	0.7	1.3	1.9	2.8	6.9	耐震性能の照査	0.1	0.3	0.6	0.9	1.4	3.3	総合評価	0.1	0.2	0.4	0.6	0.8	2.1	対策案の検討	補強対策検討			0.1	1.3	2.0	1.9	5.3	劣化対策検討			0.1	0.9	1.3	1.2	3.5	対策後の構造解析	0.1	0.4	0.8	1.1	1.7	4.1	施工検討			0.1	1.2	1.7	1.6	4.6	対策案の概算工事費作成			0.1	1.2	1.7	1.6	4.6	補強図・補修図の作成			0.1	1.7	2.6	2.5	6.9	報告書作成			0.1	2.3	3.4	3.2	9.0	照査	0.3	0.3	0.5	1.2	2.0		4.3	小計	0.9	2.2	5.7	16.7	24.1	12.9	62.5
作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計																																																																																																																																																																																																																																																																			
既存資料調査			0.3	0.5	0.5	0.3	1.6																																																																																																																																																																																																																																																																			
診断条件整理	地盤検討		0.3	0.5	0.4	0.3	1.5																																																																																																																																																																																																																																																																			
	耐震基本方針及び設計地震動設定		0.3	0.5	0.4	0.3	1.5																																																																																																																																																																																																																																																																			
耐震診断評価	解析モデル作成	0.1	0.3	0.6	0.9	1.4	3.3																																																																																																																																																																																																																																																																			
	耐震診断	0.2	0.7	1.3	1.9	2.8	6.9																																																																																																																																																																																																																																																																			
	耐震性能の照査	0.1	0.3	0.6	0.9	1.4	3.3																																																																																																																																																																																																																																																																			
	総合評価	0.1	0.2	0.4	0.6	0.8	2.1																																																																																																																																																																																																																																																																			
対策案の検討	補強対策検討			0.1	1.3	2.0	1.9	5.3																																																																																																																																																																																																																																																																		
	劣化対策検討			0.1	0.9	1.3	1.2	3.5																																																																																																																																																																																																																																																																		
	対策後の構造解析	0.1	0.4	0.8	1.1	1.7	4.1																																																																																																																																																																																																																																																																			
	施工検討			0.1	1.2	1.7	1.6	4.6																																																																																																																																																																																																																																																																		
	対策案の概算工事費作成			0.1	1.2	1.7	1.6	4.6																																																																																																																																																																																																																																																																		
	補強図・補修図の作成			0.1	1.7	2.6	2.5	6.9																																																																																																																																																																																																																																																																		
報告書作成			0.1	2.3	3.4	3.2	9.0																																																																																																																																																																																																																																																																			
照査	0.3	0.3	0.5	1.2	2.0		4.3																																																																																																																																																																																																																																																																			
小計	0.9	2.2	5.7	16.7	24.1	12.9	62.5																																																																																																																																																																																																																																																																			
作業項目	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計																																																																																																																																																																																																																																																																			
既存資料調査			0.3	0.5	0.5	0.3	1.6																																																																																																																																																																																																																																																																			
診断条件整理	地盤検討		0.3	0.5	0.4	0.3	1.5																																																																																																																																																																																																																																																																			
	耐震基本方針及び設計地震動設定		0.3	0.5	0.4	0.3	1.5																																																																																																																																																																																																																																																																			
耐震診断評価	解析モデル作成	0.1	0.3	0.6	0.9	1.4	3.3																																																																																																																																																																																																																																																																			
	耐震診断	0.2	0.7	1.3	1.9	2.8	6.9																																																																																																																																																																																																																																																																			
	耐震性能の照査	0.1	0.3	0.6	0.9	1.4	3.3																																																																																																																																																																																																																																																																			
	総合評価	0.1	0.2	0.4	0.6	0.8	2.1																																																																																																																																																																																																																																																																			
対策案の検討	補強対策検討			0.1	1.3	2.0	1.9	5.3																																																																																																																																																																																																																																																																		
	劣化対策検討			0.1	0.9	1.3	1.2	3.5																																																																																																																																																																																																																																																																		
	対策後の構造解析	0.1	0.4	0.8	1.1	1.7	4.1																																																																																																																																																																																																																																																																			
	施工検討			0.1	1.2	1.7	1.6	4.6																																																																																																																																																																																																																																																																		
	対策案の概算工事費作成			0.1	1.2	1.7	1.6	4.6																																																																																																																																																																																																																																																																		
	補強図・補修図の作成			0.1	1.7	2.6	2.5	6.9																																																																																																																																																																																																																																																																		
報告書作成			0.1	2.3	3.4	3.2	9.0																																																																																																																																																																																																																																																																			
照査	0.3	0.3	0.5	1.2	2.0		4.3																																																																																																																																																																																																																																																																			
小計	0.9	2.2	5.7	16.7	24.1	12.9	62.5																																																																																																																																																																																																																																																																			